

枚方市議会定例会議案書

(令和7年12月定例月議会)
(追 加①)

目 次

- 報告第17号 専決事項の報告について
　　専決第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
　　専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第70号 令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第71号 令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第72号 令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第73号 令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第74号 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第75号 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第76号 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第77号 市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正について
- 議案第78号 枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第79号 財産（区分所有建物）の処分について

報告第17号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年（2025年）12月15日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 和解及び損害賠償の額を定めることについて（2件）

専決第12号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）12月8日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者

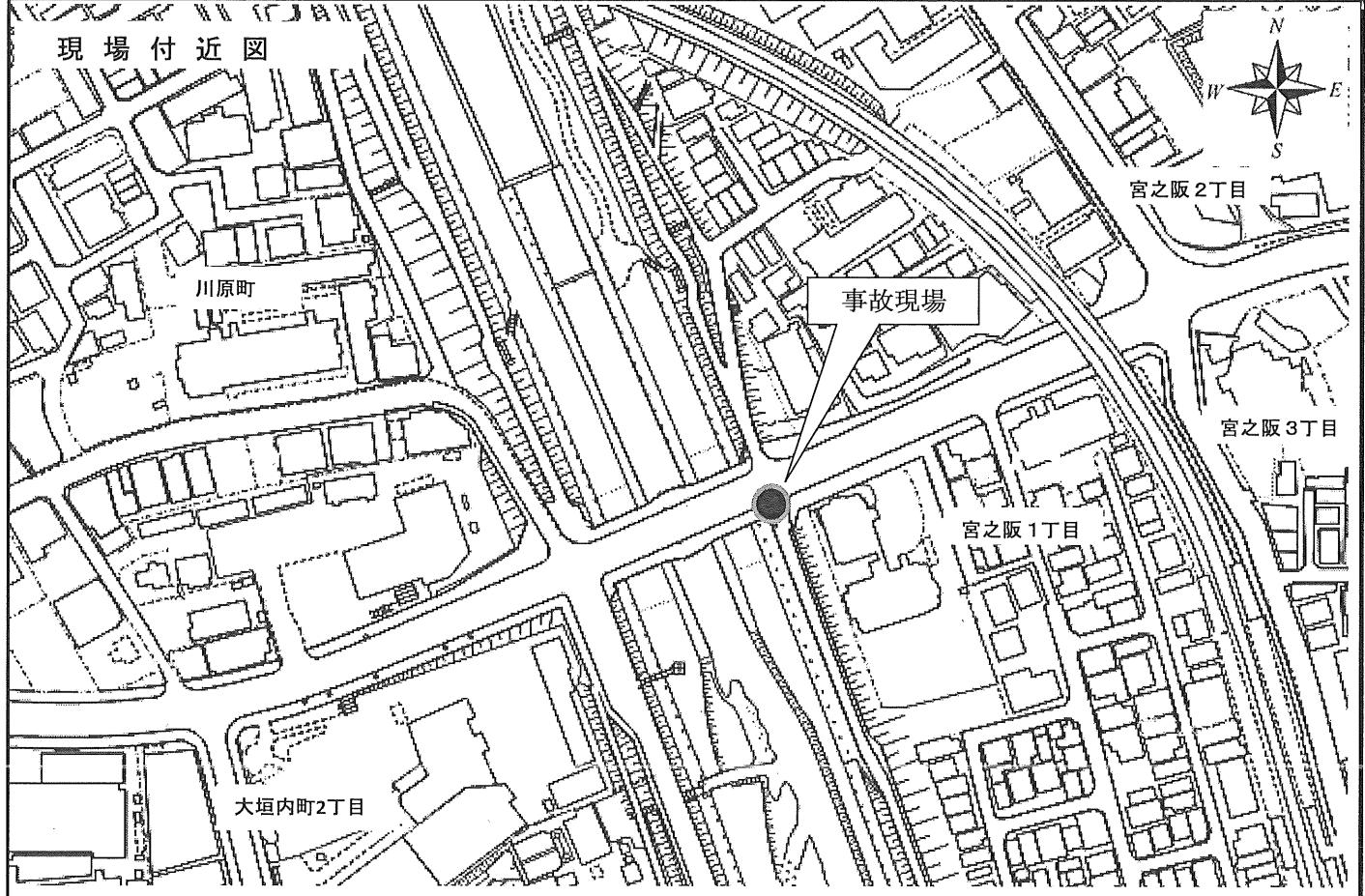
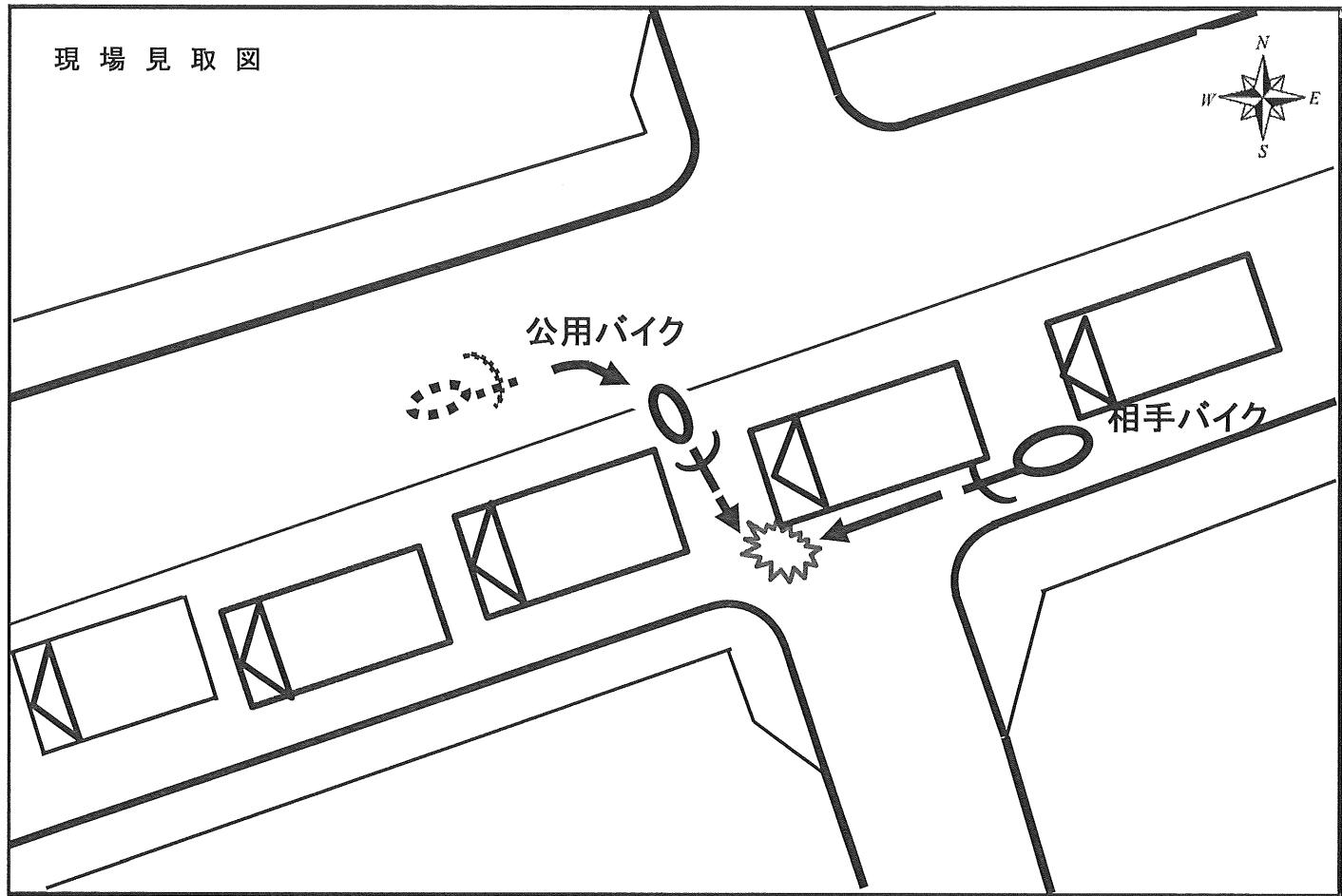
2. 事件の内容 令和7年7月11日午前9時39分ごろ、本市健康福祉部職員が公用車（原動機付自転車・枚方市S3002）を運転し、府道枚方茨木線を南西から北東に走行中、宮之阪1丁目12番1号付近の交差点を右折するため、信号待ちにより対向車線で停車している車と車の間を通り抜けようとした際、対向車線から直進してきた枚方市在住者が運転する原動機付自転車に衝突し、同車が損傷した事故である。

3. 賠償の額 金 123,018円

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金123,018円を支払い、相手方は本市に自己責任額金36,400円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

専決第12号参考資料



専決第13号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）12月8日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者

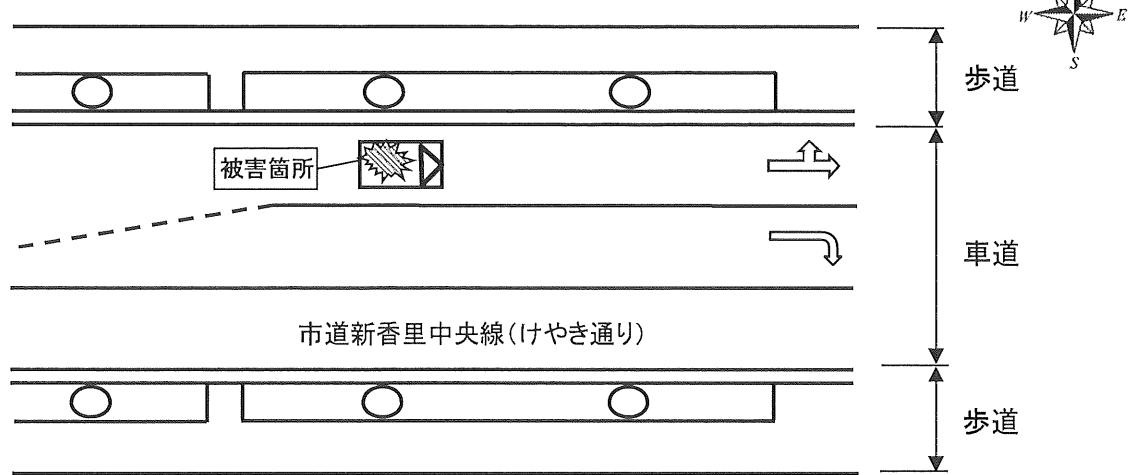
2. 事件の内容 令和7年7月25日午後3時00分ごろ、香里ヶ丘3丁目16番地先において、本市が所有・管理する樹木の枝が落下し、走行中の枚方市在住者が所有する普通乗用車に衝突し、同車が損傷した事故である。

3. 賠償の額 金 183,042円

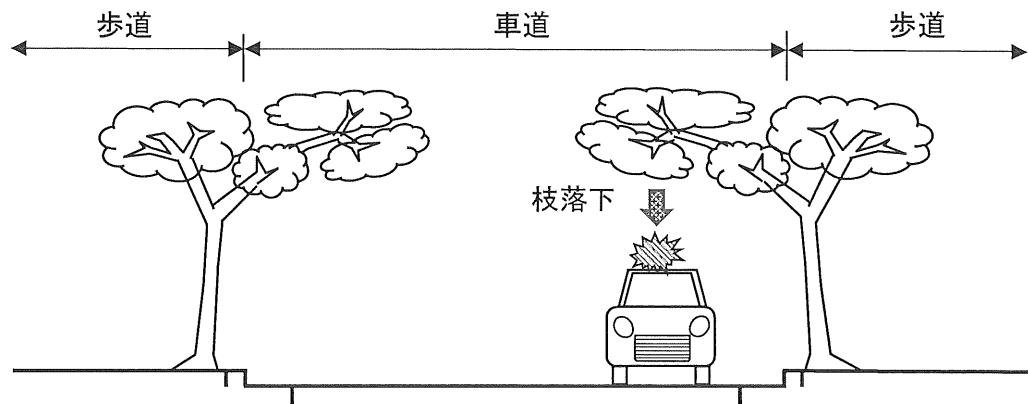
4. 和解の内容

- (1) 本市は本件事故に対する相手方への賠償金として、金183,042円を支払う。
- (2) (1)の賠償金の支払については、相手方が指定する金融機関の口座に振り込む方法で行うものとし、当該支払は、本市の専決処分を経た日以降速やかに行うものとする。
- (3) 本市及び相手方は、当事者双方異議なく示談が成立したので、本書2通を作成し、本市及び相手方は各々押印の上、各1通を保有する。

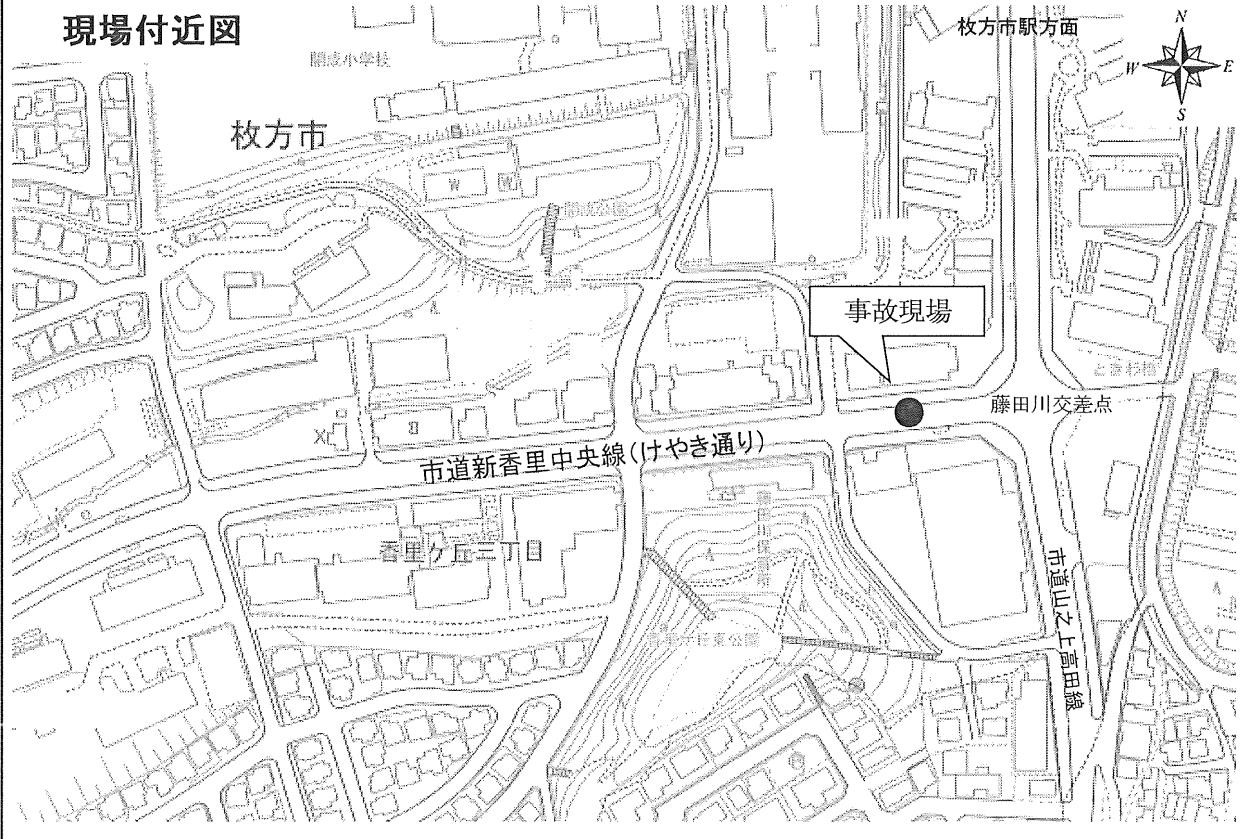
現場見取図



断面図



現場付近図



令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 839,927 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 174,749,082 千円と定める。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 島入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		44,566,267	3,711	44,569,978
	(3) 国庫委託金	101,560	3,711	105,271
19. 繰 入 金		7,670,836	836,216	8,507,052
	(1) 基金繰入金	7,518,215	836,216	8,354,431
歳 入 合 計		173,909,155	839,927	174,749,082

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		665, 214	6, 754	671, 968
	(1) 議 会 費	665, 214	6, 754	671, 968
2. 総 務 費		13, 596, 901	149, 517	13, 746, 418
	(1) 総務管理費	9, 282, 853	90, 933	9, 373, 786
	(2) 徴 税 費	1, 888, 678	21, 476	1, 910, 154
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1, 741, 696	29, 512	1, 771, 208
	(4) 選 挙 費	270, 059	2, 142	272, 201
	(5) 統計調査費	314, 468	2, 518	316, 986
	(6) 監査委員費	99, 147	2, 936	102, 083
3. 民 生 費		92, 294, 953	267, 459	92, 562, 412
	(1) 社会福祉費	39, 255, 733	65, 629	39, 321, 362
	(2) 児童福祉費	37, 772, 473	177, 402	37, 949, 875
	(3) 生活保護費	15, 265, 947	24, 428	15, 290, 375
4. 衛 生 費		15, 640, 877	91, 537	15, 732, 414
	(1) 保健衛生費	8, 072, 933	46, 607	8, 119, 540
	(2) 清 掃 費	7, 567, 944	44, 930	7, 612, 874
5. 農林水産業費		198, 510	3, 387	201, 897
	(1) 農 業 費	198, 510	3, 387	201, 897
6. 商 工 費		513, 129	5, 421	518, 550
	(1) 商 工 費	513, 129	5, 421	518, 550
7. 土 木 費		14, 664, 223	61, 816	14, 726, 039
	(1) 土木管理費	392, 295	11, 637	403, 932
	(2) 道路橋梁費	3, 056, 427	12, 694	3, 069, 121
	(4) 都市計画費	11, 165, 622	37, 485	11, 203, 107
8. 消 防 費		4, 759, 243	81, 352	4, 840, 595
	(1) 消 防 費	4, 759, 243	81, 352	4, 840, 595
9. 教 育 費		17, 863, 976	172, 684	18, 036, 660
	(1) 教育総務費	4, 992, 051	88, 161	5, 080, 212
	(2) 小学校費	5, 390, 678	19, 332	5, 410, 010
	(3) 中学校費	1, 535, 557	8, 216	1, 543, 773
	(4) 幼稚園費	803, 677	5, 346	809, 023
	(5) 社会教育費	1, 597, 108	22, 438	1, 619, 546
	(6) 保健体育費	3, 544, 905	29, 191	3, 574, 096
歳 出 合 計		173, 909, 155	839, 927	174, 749, 082

凡　例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報　償　費	……報	旅　　費	……旅	交　際　費	……交	消　耗　品　費	……消
燃　料　費	……燃	食　糧　費	……食	印刷製本費	……印	光　熱　水　費	……光
修　繕　料	……修	賄　材　料　費	……賄	飼　料　費	……飼	医　薬　材　料　費	……医
通信運搬費	……通	広　告　料	……広	手　数　料	……手	筆耕翻訳料	……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料	……保						
委　託　料	……委	使用料及び賃借料	……使	工事請負費	……工	原　材　料　費	……原
備品購入費	……備	負　担　金	……負	補　助　金	……補	扶　助　費	……扶
賠　償　金	……賠	償　還　金	……償	還付加算金	……還加	還　付　金	……還
投資及び出資金	……投	公　課　費	……公				

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	44,566,267	3,711	44,569,978		
(項)					
(3)国庫委託金	101,560	3,711	105,271		
2. 民生費委託金	69,933	3,711	73,644	1. 社会福祉費委託金	3,711
(款)					
19. 繰 入 金	7,670,836	836,216	8,507,052		
(項)					
(1)基金繰入金	7,518,215	836,216	8,354,431		
1. 基金繰入金	7,518,215	836,216	8,354,431	1. 基金繰入金	836,216
歳 入 合 計	173,909,155	839,927	174,749,082		

(単位：千円)

細 分 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 国民年金保険委託金	3,711	1. 国民年金保険委託金 3,711
22. 財政調整基金繰入金	836,216	1. 財政調整基金繰入金 836,216

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地 方 債	そ の 他			
(款)									
1. 議 会 費	665, 214	6, 754	671, 968	-	-	-	6, 754		
(項)									
(1)議 会 費	665, 214	6, 754	671, 968	-	-	-	6, 754		
1. 議 会 費	477, 186	1, 303	478, 489	-	-	-	1, 303		
2. 事務局費	188, 028	5, 451	193, 479	-	-	-	5, 451		
(款)									
2. 総 務 費	13, 596, 901	149, 517	13, 746, 418	-	-	-	149, 517		
(項)									
(1)総務管理費	9, 282, 853	90, 933	9, 373, 786	-	-	-	90, 933		
1. 一般管理費	3, 617, 522	88, 486	3, 706, 008	-	-	-	88, 486		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
3. 職員手当等	10. 期末手当 1,303	1. 人件費 (1) 市議会議員 ア. 期末手当	1,303 1,303 1,303
2. 給 料	2. 一般職給 2,576	1. 人件費 (1) 一般職員	5,451 5,451
3. 職員手当等	2. 地域手当 284 5. 時間外勤務手当 111 10. 期末手当 840 11. 勤勉手当 735		
4. 共 済 費	3. 共済組合負担金 905		
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬 8,013	1. 人件費 (1) 特別職 ア. 手当 イ. 共済費 (2) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 (3) 一般職員 (4) 再任用職員 (5) 任期付常勤職員	88,486 161 146 15 12,863 8,013 3,561 1,289 71,406 3,344 712
2. 給 料	2. 一般職給 35,774		
3. 職員手当等	2. 地域手当 3,938 3. 通勤手当 32 5. 時間外勤務手当 1,686		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
				-	-	-			
10. 財産管理費	147,574	224	147,798	-	-	-	224		
12. 企画費	464,991	224	465,215	-	-	-	224		
26. 生涯学習費	776,153	1,999	778,152	-	-	-	1,999		

(単位：千円)

節 区 分	細 区 分	概 要	説 明
金額	金額		
	10. 期末手当 13, 558 11. 勤勉手当 11, 694		
4. 共 濟 費 13, 791	3. 共済組合負担金 12, 994 10. 厚生年金負担金 797		
1. 報 酬 132	3. 非常勤職員報酬 132	1. 人 件 費 224 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 132 イ. 手 当 60 ウ. 共 濟 費 32	
3. 職員手当等 60	10. 期末手当 32 11. 勤勉手当 28		
4. 共 濟 費 32	3. 共済組合負担金 13 10. 厚生年金負担金 19		
1. 報 酉 132	3. 非常勤職員報酬 132	1. 人 件 費 224 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 132 イ. 手 当 60 ウ. 共 濟 費 32	
3. 職員手当等 60	10. 期末手当 32 11. 勤勉手当 28		
4. 共 濟 費 32	3. 共済組合負担金 13 10. 厚生年金負担金 19		
1. 報 酬 573	3. 非常勤職員報酬 573	1. 人 件 費 1, 999 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 573 イ. 手 当 261	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項)									
(2)徴税費	1,888,678	21,476	1,910,154	-	-	-	21,476		
1.賦課費	697,369	14,986	712,355	-	-	-	14,986		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
2. 納 料	2. 一般職給 569	ウ. 共 済 費 62 (2) 一般職員 543 (3) 再任用職員 560	
3. 職員手当等	2. 地域手当 613 3. 通勤手当 64 5. 時間外勤務手当 3 7 10. 期末手当 290 11. 勤勉手当 249		
4. 共 済 費	3. 共済組合負担金 196 10. 厚生年金負担金 48		
2. 納 料	2. 一般職給 7,236	1. 人 件 費 14,986 (1) 一般職員 14,153 (2) 再任用職員 343 (3) 任期付常勤職員 490	
3. 職員手当等	2. 地域手当 5,248 3. 通勤手当 797 5 5. 時間外勤務手当 199 10. 期末手当 2,264 11. 勤勉手当 1,983		
4. 共 済 費	3. 共済組合負担金 2,502	2,490	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
2. 徴収費	471,664	6,490	478,154	-	-	-	-	6,490	
(項)									
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,741,696	29,512	1,771,208	-	-	-	-	29,512	
1. 戸籍住民基本台帳費	1,736,046	29,512	1,765,558	-	-	-	-	29,512	

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	10. 厚生年金負担金 12		
1. 報 酬 357	3. 非常勤職員報酬 357	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員	6,490 357 168 86 5,672 207
2. 紙 料 2,845	2. 一般職給 2,845		
3. 職員手当等 2,216	2. 地域手当 314 3. 通勤手当 18 5. 時間外勤務手当 48 10. 期末手当 980 11. 勤勉手当 856		
4. 共 済 費 1,072	3. 共済組合負担金 1,021 10. 厚生年金負担金 51		
1. 報 酬 7,772	3. 非常勤職員報酬 7,772	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員 (4) 任期付短時間職員	29,512 12,620 7,772 3,418 1,430 13,270 2,510 1,112
2. 紙 料 8,160	2. 一般職給 8,160		
3. 職員手当等 9,442	2. 地域手当 901 3. 通勤手当 17 5. 時間外勤務手当 479		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項)									
(4)選挙費	270,059	2,142	272,201	-	-	-	2,142		
1.選挙管理委員会費	100,665	2,142	102,807	-	-	-	2,142		
(項)									
(5)統計調査費	314,468	2,518	316,986	-	-	-	2,518		
1.統計調査総務費	83,065	2,518	85,583	-	-	-	2,518		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	10. 期末手当 4,309 11. 勤勉手当 3,736		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 4,138 10. 厚生年金負担金 1,039		
2. 納 料	2. 一般職給 962	1. 人 件 費 2,142 (1) 一般職員 2,142	
3. 職員手当等	2. 地域手当 837 5. 時間外勤務手当 118 10. 期末手当 327 11. 勤勉手当 286		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 343		
2. 納 料	2. 一般職給 1,147	1. 人 件 費 2,518 (1) 一般職員 2,518	
3. 職員手当等	2. 地域手当 962 5. 時間外勤務手当 104 10. 期末手当 390		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項)									
(6) 監査委員費	99,147	2,936	102,083	-	-	-	2,936		
1. 監査委員費	99,147	2,936	102,083	-	-	-	2,936		
(款)									
3. 民生費	92,294,953	267,459	92,562,412	3,711	-	-	263,748		
(項)									
(1) 社会福祉費	39,255,733	65,629	39,321,362	3,711	-	-	61,918		
1. 社会福祉総務費	1,561,948	15,225	1,577,173	-	-	-	15,225		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	11. 勤勉手当 341		
4. 共済費 409	3. 共済組合負担金 409		
2. 給 料 1,368	2. 一般職給 1,368	1. 人件費 2,936	
3. 職員手当等 1,073	2. 地域手当 152 5. 時間外勤務手当 31 10. 期末手当 498 11. 勤勉手当 392	(1) 監査委員(常勤) ア. 手当 イ. 共済費 (2) 一般職員 2,885	51 46 5 2,885
4. 共済費 495	3. 共済組合負担金 495		
1. 報 酬 774	3. 非常勤職員報酬 774	1. 人件費 15,225	
2. 給 料 6,555	2. 一般職給 6,555	(1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員 13,699 210	1,316 774 360 182 13,699 210
3. 職員手当等 5,416	2. 地域手当 724 5. 時間外勤務手当 358 10. 期末手当 2,311		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
2. 老人福祉費	1,744,004	3,965	1,747,969	-	-	-	3,965		
4. 障害者福祉総務費	902,047	10,857	912,904	-	-	-	10,857		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	11. 勤勉手当 2,023		
4. 共 濟 費 2,480	3. 共済組合負担金 2,371 10. 厚生年金負担金 109		
1. 報 酬 132	3. 非常勤職員報酬 132	1. 人 件 費 3,965	
2. 納 料 1,727	2. 一般職給 1,727	(1) パートタイム会計年度任用職員 132 ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費 60 32	224
3. 職員手当等 1,471	2. 地域手当 191 5. 時間外勤務手当 187 10. 期末手当 583 11. 勤勉手当 510	(2) 一般職員 3,518 (3) 再任用職員 223	
4. 共 濟 費 635	3. 共済組合負担金 616 10. 厚生年金負担金 19		
1. 報 酉 1,606	3. 非常勤職員報酬 1,606	1. 人 件 費 10,857	
2. 納 料 3,788	2. 一般職給 3,788	(1) パートタイム会計年度任用職員 2,672 ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費 1,606 706 360	
3. 職員手当等 3,787	2. 地域手当 417 5. 時間外勤務手当 425 10. 期末手当 1,574	(2) 一般職員 7,935 (3) 再任用職員 250	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8. 国民健康保険費	3,613,205	14,013	3,627,218	-	-	-	14,013
9. 国民年金費	66,979	3,711	70,690	3,711	-	-	-
10. 介護保険費	6,105,012	14,508	6,119,520	-	-	-	14,508
11. 後期高齢者医療費	6,946,234	3,350	6,949,584	-	-	-	3,350
(項) (2)児童福祉費	37,772,473	177,402	37,949,875	-	-	-	177,402

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
	11. 勤勉手当 1,371		
4. 共済費 1,676	3. 共済組合負担金 1,460 10. 厚生年金負担金 216		
27. 繰出金 14,013	1. 繰出金 14,013	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 14,013 (1) 職員給与等分 14,013	
1. 報酬 526	3. 非常勤職員報酬 526	1. 人件費 3,711 (1) パートタイム会計年度任用職員 885 ア. 報酬 526 イ. 手当 237 ウ. 共済費 122	
2. 給料 1,324	2. 一般職給 1,324	(2) 一般職員 2,686 (3) 再任用職員 140	
3. 職員手当等 1,279	2. 地域手当 148 5. 時間外勤務手当 99 10. 期末手当 551 11. 勤勉手当 481		
4. 共済費 582	3. 共済組合負担金 497 10. 厚生年金負担金 85		
27. 繰出金 14,508	1. 繰出金 14,508	1. 介護保険特別会計への繰出金 14,508 (1) 職員給与等分 14,508	
27. 繰出金 3,350	1. 繰出金 3,350	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 3,350 (1) 職員給与等分 3,350	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	15,545,903	40,389	15,586,292	-	-	-	40,389
2. 保育所費	17,238,636	89,977	17,328,613	-	-	-	89,977

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 4,427
2. 給料	2. 一般職給 15,573
3. 職員手当等	2. 地域手当 14,004 3. 通勤手当 1,720 5. 時間外勤務手当 1,052 10. 期末手当 5,992 11. 勤勉手当 5,227
4. 共済費	3. 共済組合負担金 6,385 10. 厚生年金負担金 592
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 7,756
2. 給料	2. 一般職給 38,231
3. 職員手当等	2. 地域手当 29,795 3. 通勤手当 4,208 5. 時間外勤務手当 502 10. 期末手当 13,379 11. 勤勉手当 11,665

概要	説明
1. 人件費	40,389
(1) パートタイム会計年度任用職員	7,453
ア. 報酬	4,427
イ. 手当	2,041
ウ. 共済費	985
(2) 一般職員	30,621
(3) 再任用職員	1,394
(4) 任期付常勤職員	921
1. 人件費	89,977
(1) パートタイム会計年度任用職員	12,557
ア. 報酬	7,756
イ. 手当	3,513
ウ. 共済費	1,288
(2) フルタイム会計年度任用職員	12,850
ア. 給料	6,617
イ. 手当	4,167
ウ. 共済費	2,066
(3) 一般職員	50,046
(4) 再任用職員	1,064
(5) 任期付短時間職員	392
(6) 任期付常勤職員	13,068

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
4. 家庭児童相談費	42,873	881	43,754	-	-	-	-	881	
7. 青少年対策費	255,758	930	256,688	-	-	-	-	930	
8. 放課後児童対策費	1,755,222	24,051	1,779,273	-	-	-	-	24,051	

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 14,195 10. 厚生年金負担金 1,093		
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬 490	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費	881 490 272 119
3. 職員手当等	10. 期末手当 272 11. 勤勉手当 128		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 119 10. 厚生年金負担金 71		
1. 報 酉	3. 非常勤職員報酬 596	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費	930 596 269 65
3. 職員手当等	10. 期末手当 269 11. 勤勉手当 125		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 65 10. 厚生年金負担金 32		
1. 報 酉	3. 非常勤職員報酬 7,115	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費	24,048 7,115 6,043 1,383
2. 紙 料	2. 一般職給 6,043	(2) フルタイム会計年度任用職員 ア. 紙 料 イ. 手 当	11,431 2,933 3,875
3. 職員手当等	2. 地域手当 7,554		10,787 5,196

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
9.児童発達支援センター費	733,093	21,174	754,267	-	-	-	21,174		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
	3. 通勤手当 3 5. 時間外勤務手当 578 10. 期末手当 3,366 11. 勤勉手当 2,940	ウ. 共済費 (3) 任期付短時間職員 2. 事務経費 旅 3	1,716 1,830 3
4. 共済費 3,336	3. 共済組合負担金 2,305 10. 厚生年金負担金 1,031		
8. 旅 費 3	1. 費用弁償 3		
1. 報 酬 145	3. 非常勤職員報酬 145	1. 人件費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費	21,174 295 145 109 41
2. 給 料 10,176	2. 一般職給 10,176	(2) フルタイム会計年度任用職員 ア. 給料 イ. 手当 ウ. 共済費 (3) 一般職員 (4) 再任用職員 (5) 任期付常勤職員	1,133 576 366 191 14,119 1,011 4,616
3. 職員手当等 7,349	2. 地域手当 1,123 3. 通勤手当 9 5. 時間外勤務手当 372 10. 期末手当 3,120 11. 勤勉手当 2,725		
4. 共 済 費 3,504	3. 共済組合負担金 3,448 10. 厚生年金負担金 56		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項)									
(3)生活保護費	15,265,947	24,428	15,290,375	-	-	-	24,428		
1.生活保護総務費	912,503	24,428	936,931	-	-	-	24,428		
(款)									
4.衛生費	15,640,877	91,537	15,732,414	-	-	-	91,537		
(項)									
(1)保健衛生費	8,072,933	46,607	8,119,540	-	-	-	46,607		
2.保健所費	1,156,471	19,317	1,175,788	-	-	-	19,317		

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 1,711
2. 給料	2. 一般職給 10,083
3. 職員手当等	2. 地域手当 1,111 3. 通勤手当 5 5. 時間外勤務手当 1,019 10. 期末手当 3,541 11. 勤勉手当 3,095
4. 共済費	3. 共済組合負担金 3,863 10. 厚生年金負担金 261
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 845
2. 給料	2. 一般職給 8,597
3. 職員手当等	2. 地域手当 951 3. 通勤手当 3

概要	説明
1. 人件費	24,428
(1) パートタイム会計年度任用職員	2,916
ア. 報酬	1,711
イ. 手当	806
ウ. 共済費	399
(2) 一般職員	19,159
(3) 再任用職員	280
(4) 任期付常勤職員	2,073
1. 人件費	19,317
(1) パートタイム会計年度任用職員	1,425
ア. 報酬	845
イ. 手当	396
ウ. 共済費	184
(2) 一般職員	17,444
(3) 再任用職員	131
(4) 任期付常勤職員	317

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
3. 予防費	4,045,021	24,401	4,069,422	-	-	-	-	24,401	
6. 公害対策費	159,930	2,889	162,819	-	-	-	-	2,889	

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	5. 時間外勤務手当 177 10. 期末手当 3,031 11. 勤勉手当 2,575		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 3,023 10. 厚生年金負担金 115		
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬 1,681	1. 人 件 費 24,401 (1) パートタイム会計年度任用職員 2,877 ア. 報 酉 1,681 イ. 手 当 795 ウ. 共 濟 費 401	
2. 給 料	2. 一般職給 10,359	(2) 一般職員 21,284 (3) 再任用職員 240	
3. 職員手当等	2. 地域手当 1,142 3. 通勤手当 10 5. 時間外勤務手当 337 10. 期末手当 3,671 11. 勤勉手当 3,210		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 3,752 10. 厚生年金負担金 239		
2. 給 料	2. 一般職給 1,393	1. 人 件 費 2,889 (1) 一般職員 2,684 (2) 再任用職員 205	
3. 職員手当等	2. 地域手当 154		
1,008			

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項) (2)清掃費	7,567,944	44,930	7,612,874	-	-	-	44,930		
1. 塵芥処理費	7,131,113	40,037	7,171,150	-	-	-	40,037		
2. し尿処理費	436,831	4,893	441,724	-	-	-	4,893		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明	明
区 分	区 分			
金 額	金 額			
	5. 時間外勤務手当 12 10. 期末手当 449 11. 勤勉手当 393			
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 488			
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬 1,662	1. 人 件 費 40,037	(1) パートタイム会計年度任用職員 2,729	
2. 給 料	2. 一般職給 17,742	ア. 報 酉 1,662	イ. 手 当 744	ウ. 共 濟 費 323
3. 職員手当等	2. 地域手当 14,140 3. 通勤手当 196 5. 時間外勤務手当 554 10. 期末手当 6,099 11. 勤勉手当 5,338	(2) 一般職員 33,430	(3) 再任用職員 3,878	
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 6,493 10. 厚生年金負担金 234			
2. 給 料	2. 一般職給 2,382	1. 人 件 費 4,893	(1) 一般職員 4,125	
3. 職員手当等	2. 地域手当 264	(2) 再任用職員 768		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(款)									
5. 農林水産業費	198,510	3,387	201,897	-	-	-	3,387		
(項)									
(1) 農業費	198,510	3,387	201,897	-	-	-	3,387		
1. 農業委員会費	75,513	1,995	77,508	-	-	-	1,995		
2. 農業総務費	44,419	1,392	45,811	-	-	-	1,392		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明	明
区 分	区 分			
金 額	金 額			
	3. 通勤手当 17 5. 時間外勤務手当 21 10. 期末手当 740 11. 勤勉手当 646			
4. 共 濟 費 823	3. 共済組合負担金 823			
2. 納 料 944	2. 一般職給 944	1. 人 件 費 1, 995 (1) 一般職員 1, 772 (2) 再任用職員 223		
3. 職員手当等 720	2. 地域手当 105 5. 時間外勤務手当 43 10. 期末手当 306 11. 勤勉手当 266			
4. 共 濟 費 331	3. 共済組合負担金 331			
2. 納 料 660	2. 一般職給 660	1. 人 件 費 1, 392 (1) 一般職員 1, 099 (2) 任期付常勤職員 293		
3. 職員手当等 501	2. 地域手当 74 5. 時間外勤務手当 30			

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(款)									
6. 商工費	513,129	5,421	518,550	-	-	-	5,421		
(項)									
(1)商工費	513,129	5,421	518,550	-	-	-	5,421		
1. 商工総務費	159,695	5,421	165,116	-	-	-	5,421		
(款)									
7. 土木費	14,664,223	61,816	14,726,039	-	-	-	61,816		
(項)									
(1)土木管理費	392,295	11,637	403,932	-	-	-	11,637		
1. 土木総務費	392,295	11,637	403,932	-	-	-	11,637		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
	10. 期末手当 211 11. 勤勉手当 186		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 231		
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬 937	1. 人 件 費	5, 421
2. 紹 料	2. 一般職給 1, 816	(1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費	1, 563 937 450 176
3. 職員手当等	2. 地域手当 1, 852 5. 時間外勤務手当 84 10. 期末手当 837 11. 勤勉手当 731	(2) 一般職員	3, 858
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 816 10. 厚生年金負担金 87		
1. 報 酉	3. 非常勤職員報酬 784	1. 人 件 費	11, 637
		(1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酉	1, 321 784

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項)									
(2)道路橋梁費	3,056,427	12,694	3,069,121	-	-	-	12,694		
1. 道路橋梁総務費	1,622,682	12,694	1,635,376	-	-	-	12,694		

(単位：千円)

節	細 節
区分	区分
金額	金額
2. 納入料	2. 一般職給 4,942
3. 職員手当等	2. 地域手当 546 5. 時間外勤務手当 170 10. 期末手当 1,762 11. 勤勉手当 1,536
4. 共済費	3. 共済組合負担金 1,777 10. 厚生年金負担金 120
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 133
2. 納入料	2. 一般職給 5,974
3. 職員手当等	2. 地域手当 659 3. 通勤手当 12 5. 時間外勤務手当 114 10. 期末手当 1,960 11. 勤勉手当 1,718
4. 共済費	3. 共済組合負担金 2,105

概要	説明
イ. 手当	356
ウ. 共済費	181
(2) 一般職員	9,264
(3) 再任用職員	759
(4) 任期付常勤職員	293
1. 人件費	12,694
(1) パートタイム会計年度任用職員	225
ア. 報酬	133
イ. 手当	60
ウ. 共済費	32
(2) 一般職員	12,271
(3) 再任用職員	198

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項)									
(4) 都市計画費	11,165,622	37,485	11,203,107	-	-	-	37,485		
1. 都市計画総務費	786,545	19,753	806,298	-	-	-	19,753		
2. 開発費	350,719	9,026	359,745	-	-	-	9,026		

(単位：千円)

節	細 節		概 要	説 明
区分	区分			
金額	金額			
	10. 厚生年金負担金 19			
1. 報酬 259	3. 非常勤職員報酬 259		1. 人件費 19,753	
2. 給料 9,218	2. 一般職給 9,218		(1) パートタイム会計年度任用職員 440	
3. 職員手当等 6,981	2. 地域手当 1,016 3. 通勤手当 3 5. 時間外勤務手当 233 10. 期末手当 3,053 11. 勤勉手当 2,676		ア. 報酬 259 イ. 手当 120 ウ. 共済費 61	
4. 共済費 3,295	3. 共済組合負担金 3,259 10. 厚生年金負担金 36		(2) 一般職員 18,816 (3) 再任用職員 204 (4) 任期付常勤職員 293	
1. 報酬 480	3. 非常勤職員報酬 480		1. 人件費 9,026	
2. 給料 3,945	2. 一般職給 3,945		(1) パートタイム会計年度任用職員 821	
3. 職員手当等 3,103	2. 地域手当 434 3. 通勤手当 10 5. 時間外勤務手当 24		ア. 報酬 480 イ. 手当 228 ウ. 共済費 113	
			(2) 一般職員 8,205	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
3. 公園費	1,053,090	8,706	1,061,796	-	-	-	8,706		
(款)									
8. 消防費	4,759,243	81,352	4,840,595	-	-	-	81,352		
(項)									
(1) 消防費	4,759,243	81,352	4,840,595	-	-	-	81,352		
1. 常備消防費	4,423,020	78,798	4,501,818	-	-	-	78,798		

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区分	区分	
金額	金額	
	10. 期末手当 1,405 11. 勤勉手当 1,230	
4. 共 濟 費 1,498	3. 共済組合負担金 1,430 10. 厚生年金負担金 68	
1. 報 酬 132	3. 非常勤職員報酬 132	1. 人 件 費 8,706
2. 給 料 4,099	2. 一般職給 4,099	(1) パートタイム会計年度任用職員 224 ア. 報 酬 132 イ. 手 当 60 ウ. 共 濟 費 32
3. 職員手当等 3,070	2. 地域手当 453 3. 通勤手当 13 5. 時間外勤務手当 81 10. 期末手当 1,345 11. 勤勉手当 1,178	(2) 一般職員 7,956 (3) 再任用職員 526
4. 共 濟 費 1,405	3. 共済組合負担金 1,375 10. 厚生年金負担金 30	
18. 負担金補助及び 交付金 78,798	1. 負 担 金 78,798	1. 枚方寝屋川消防組合に対する負担金 78,798

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
2. 非常備消防費	104,810	1,110	105,920	-	-	-	-	1,110	
5. 災害対策費	172,902	1,444	174,346	-	-	-	-	1,444	
(款)									
9. 教育費	17,863,976	172,684	18,036,660	-	-	-	-	172,684	
(項)									
(1) 教育総務費	4,992,051	88,161	5,080,212	-	-	-	-	88,161	
2. 事務局費	3,643,695	69,601	3,713,296	-	-	-	-	69,601	

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
2. 納入料	2. 一般職給 533	1. 人件費 (1) 一般職員	1,110 1,110
3. 職員手当等	2. 地域手当 3. 通勤手当 3 5. 時間外勤務手当 17 10. 期末手当 167 11. 勤勉手当 146		
4. 共済費	3. 共済組合負担金 185		
2. 納入料	2. 一般職給 679	1. 人件費 (1) 一般職員	1,444 1,127
3. 職員手当等	2. 地域手当 526 5. 時間外勤務手当 36 10. 期末手当 262 11. 勤勉手当 152	(2) 任期付常勤職員	317
4. 共済費	3. 共済組合負担金 239		
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 16,960	1. 人件費 (1) 特別職 ア. 手当	69,601 70 63

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
3. 教育研究費	1,265,588	17,630	1,283,218	-	-	-	17,630		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
2. 給料	2. 一般職給 20,108	イ. 共済費 (2) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 (3) 一般職員 (4) 再任用職員 (5) 任期付短時間職員 (6) 任期付常勤職員	7 26,833 16,960 7,675 2,198 40,688 961 219 830
3. 職員手当等	23,283 2. 地域手当 2,217 3. 通勤手当 43 5. 時間外勤務手当 577 10. 期末手当 10,994 11. 勤勉手当 9,452		
4. 共済費	9,250 3. 共済組合負担金 6,133 9. 公立学校共済組合負担金 2,228 10. 厚生年金負担金 889		
1. 報酬	6,916 3. 非常勤職員報酬 6,916	1. 人件費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 (2) 任期付短時間職員 (3) 任期付常勤職員	17,630 11,755 6,916 3,378 1,461 4,684 1,191
2. 給料	2,479 2. 一般職給 2,479		
3. 職員手当等	5,939 2. 地域手当 273 3. 通勤手当 28 10. 期末手当 2,979 11. 勤勉手当 2,659		
4. 共済費	2,296 3. 共済組合負担金 857		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
4. 教育文化センター費	74,301	930	75,231	-	-	-	930		
(項) (2) 小学校費	5,390,678	19,332	5,410,010	-	-	-	19,332		
1. 小学校管理費	4,941,582	19,332	4,960,914	-	-	-	19,332		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
	9. 公立学校共済組合負担金 193		
	10. 厚生年金負担金 1,246		
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 565	1. 人件費 930	
3. 職員手当等	10. 期末手当 142 11. 勤勉手当 123	(1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 265	930 565 265 100
4. 共済費	3. 共済組合負担金 40 10. 厚生年金負担金 60		
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 10,617	1. 人件費 19,324	
2. 給料	2. 一般職給 812	(1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 10,617 4,834 2,196	17,647
3. 職員手当等	2. 地域手当 91 5. 時間外勤務手当 3 10. 期末手当 2,852 11. 勤勉手当 2,469	(2) 一般職員 1,479 (3) 再任用職員 198 2. 事務経費 旅 8	
4. 共済費	3. 共済組合負担金 1,253 10. 厚生年金負担金 1,227		8

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
(項)							
(3) 中学校費	1,535,557	8,216	1,543,773	-	-	-	8,216
1. 中学校管理費	1,237,493	8,216	1,245,709	-	-	-	8,216
(項)							
(4) 幼稚園費	803,677	5,346	809,023	-	-	-	5,346
1. 幼稚園費	803,677	5,346	809,023	-	-	-	5,346

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
8. 旅 費	1. 費用弁償 8		
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬 3,667	1. 人 件 費 8,211 (1) パートタイム会計年度任用職員 6,129 ア. 報 酉 3,667 イ. 手 当 1,671 ウ. 共 濟 費 791	
2. 納 料	2. 一般職給 1,039	(2) 一般職員 1,492 (3) 再任用職員 590	
3. 職員手当等	2. 地域手当 2,361 3. 通勤手当 3 5. 時間外勤務手当 2 10. 期末手当 1,201 11. 勤勉手当 1,040	2. 事務経費 旅 5	5
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 1,144 10. 厚生年金負担金 452		
8. 旅 費	1. 費用弁償 5		
1. 報 酉	3. 非常勤職員報酬 1,056	1. 人 件 費 5,346 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,757 ア. 報 酉 1,056 イ. 手 当 475 ウ. 共 濟 費 226	
2. 納 料	2. 一般職給 1,292	(2) フルタイム会計年度任用職員 1,086 ア. 納 料 576	
3. 職員手当等	2. 地域手当 2,206	144	

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
(項) (5)社会教育費	1,597,108	22,438	1,619,546	-	-	-	-	22,438	
2.文化財保護費	261,503	4,801	266,304	-	-	-	-	4,801	

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
	3. 通勤手当 10 5. 時間外勤務手当 6 10. 期末手当 1,065 11. 勤勉手当 981	イ. 手 当 ウ. 共 濟 費 (3) 臨時の任用職員 (4) 一般職員 (5) 任期付常勤職員	361 149 37 2,085 381
4. 共 濟 費 792	3. 共済組合負担金 507 9. 公立学校共済組合負担金 65 10. 厚生年金負担金 220		
1. 報 酬 1,156	3. 非常勤職員報酬 1,156	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員	4,801 1,967
2. 納 料 1,326	2. 一般職給 1,326	ア. 報 酉 イ. 手 当 ウ. 共 濟 費 (2) 一般職員	1,156 544 267 2,834
3. 職員手当等 1,586	2. 地域手当 146 5. 時間外勤務手当 84 10. 期末手当 724 11. 勤勉手当 632		
4. 共 濟 費 733	3. 共済組合負担金 573 10. 厚生年金負担金 160		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
3. 図書館費	1,310,179	17,637	1,327,816	-	-	-	17,637		
(項) (6)保健体育費	3,544,905	29,191	3,574,096	-	-	-	29,191		
1. 保健体育総務費	203,533	3,165	206,698	-	-	-	3,165		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬		17,637
	1,437		2,398
2. 給料	2. 一般職給		1,437
	7,795		648
3. 職員手当等	2. 地域手当		313
	5,751		
	3. 通勤手当		6,294
	3		
	5. 時間外勤務手当		1,968
	64		
	10. 期末手当		6,977
	2,584		
	11. 勤勉手当		
	2,241		
4. 共済費	3. 共済組合負担金		
	2,654		
	1,890		
	10. 厚生年金負担金		
	764		
2. 給料	2. 一般職給		3,165
	1,514		2,806
3. 職員手当等	2. 地域手当		359
	1,133		
	168		
	3. 通勤手当		
	10		
	5. 時間外勤務手当		
	81		
	10. 期末手当		
	468		
	11. 勤勉手当		
	406		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
4. 学校給食費	2,896,705	26,026	2,922,731	-	-	-	26,026		
歳出合計	173,909,155	839,927	174,749,082	3,711	-	-	836,216		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区分	区分		
金額	金額		
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 518 10. 厚生年金負担金 12		
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬 6,124	1. 人 件 費 26,026	
2. 納 料	2. 一般職給 7,524	(1) パートタイム会計年度任用職員 10,371 ア. 報 酉 6,124 イ. 手 当 2,849 ウ. 共 濟 費 1,398	
3. 職員手当等	2. 地域手当 830 3. 通勤手当 34 5. 時間外勤務手当 214 10. 期末手当 3,893 11. 勤勉手当 3,397	(2) 一般職員 15,034 (3) 再任用職員 621	
4. 共 濟 費	3. 共済組合負担金 4,010 10. 厚生年金負担金 837		

給与費明細書

1. 特別職

(単位:千円)

区分		職員数 (人)	給与費					共済費	合計	備考 その他の手当の内訳
			報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	その他 の手当			
補正前	長等	5	-	43,292	22,122 ※(3.45月分)	4,763	17,922	88,099	11,622	99,721 通退 944 16,978
	議員	32	260,584	-	119,829 (4.6月分)	-	-	380,413	64,460	444,873
	その他の特別職	2,460	448,153	-	-	-	-	448,153	484	448,637
	計	2,497	708,737	43,292	141,951	4,763	17,922	916,665	76,566	993,231
補正額	長等	-	-	-	250 (0.05月分)	-	5	255	27	282 通 5
	議員	-	-	-	1,303 (0.05月分)	-	-	1,303	-	1,303
	その他の特別職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	1,553	-	5	1,558	27	1,585
補正後	長等	5	-	43,292	22,372 ※(3.50月分)	4,763	17,927	88,354	11,649	100,003 通退 949 16,978
	議員	32	260,584	-	121,132 (4.65月分)	-	-	381,716	64,460	446,176
	その他の特別職	2,460	448,153	-	-	-	-	448,153	484	448,637
	計	2,497	708,737	43,292	143,504	4,763	17,927	918,223	76,593	994,816

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当 退…退職手当

※市長のみ期末手当(年間支給率)は3.3月分。

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(2,723) 1,862	3,063,157	8,420,919	7,422,028	18,906,104	3,470,631	22,376,735	
補正額	(-) -	97,668	271,309	246,973	615,950	111,707	727,657	
補正後	(2,723) 1,862	3,160,825	8,692,228	7,669,001	19,522,054	3,582,338	23,104,392	

(注) 臨時の任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	補正前	補正額	補正後
	扶養手当	171,612	-	171,612
	地域手当	981,393	29,921	1,011,314
	通勤手当	220,854	539	221,393
	管理職手当	275,202	-	275,202
	時間外勤務手当	384,980	10,339	395,319
	夜間勤務手当	-	-	-
	特殊勤務手当	6,000	-	6,000
	宿日直手当	-	-	-
	期末手当	2,441,398	110,175	2,551,573
	勤勉手当	1,998,895	95,999	2,094,894
	退職手当	789,153	-	789,153
	住居手当	137,798	-	137,798
	教員特別手当	3,914	-	3,914
	初任給調整手当	4,662	-	4,662
	管理職員特別勤務手当	6,167	-	6,167

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳	説 明	備 考
給料	271,309	1 給与改定に 伴う増減分	271,309	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.32% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		2 その他の 増減分	-	

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	246,973	1 制度改正に 伴う増減分	通勤手当 539 期末手当 25,427 勤勉手当 25,110	交通用具使用者における距離区別手当額について、200円から7,100円の幅で引き上げ 12月期 1. 25月分→1.275月分 実施時期 令和7年12月1日 12月期 1. 05月分→1.075月分 実施時期 令和7年12月1日
	2 その他の 増減分	195,897	扶養手当 - 地域手当 29,921 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 10,339 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 84,748 勤勉手当 70,889 退職手当 - 住居手当 - 教員特別手当 - 初任給調整手当 - 管理職員特別勤務手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	支給期間別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.30	2.30	4.60	有
補正後	2.30	2.35	4.65	有
国の制度	2.30	2.35	4.65	有

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人 件 費	物 件 費	維 持 補 修 費	投 資 的 経 費	そ の 他	合 計
(1)議会費	6,754	-	-	-	-	6,754
(2)総務費	149,517	-	-	-	-	149,517
(3)民生費	235,585	3	-	-	31,871	267,459
(4)衛生費	91,537	-	-	-	-	91,537
(5)農林水産業費	3,387	-	-	-	-	3,387
(6)商工費	5,421	-	-	-	-	5,421
(7)土木費	61,816	-	-	-	-	61,816
(8)消防費	2,554	-	-	-	78,798	81,352
(9)教育費	172,671	13	-	-	-	172,684
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合 計	729,242	16	-	-	110,669	839,927
現計予算の内訳	23,511,241	33,543,518	1,866,933	5,839,357	109,148,106	173,909,155
総 計	24,240,483	33,543,534	1,866,933	5,839,357	109,258,775	174,749,082
総 計 の 構 成 比 (%)	13.9	19.2	1.1	3.3	62.5	100.0

令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,594,463千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年（2025年）12月15日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 府支出金		25,736,910	1,102	25,738,012
	(1) 府補助金	25,736,910	1,102	25,738,012
4. 繰 入 金		3,613,205	14,013	3,627,218
	(1) 一般会計繰入金	3,613,205	14,013	3,627,218
歳 入 合 計		37,579,348	15,115	37,594,463

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		704,755	14,013	718,768
	(1) 総務管理費	645,052	14,013	659,065
3. 保健事業費		392,860	1,102	393,962
	(1) 特定健康診査等事業費	346,135	1,102	347,237
歳 出 合 計		37,579,348	15,115	37,594,463

歳 入

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	25,736,910	1,102	25,738,012		
(項)					
(1)府補助金	25,736,910	1,102	25,738,012		
1. 保険給付費等交付金	25,704,841	1,102	25,705,943	2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	1,102
(款)					
4. 繰 入 金	3,613,205	14,013	3,627,218		
(項)					
(1)一般会計繰入金	3,613,205	14,013	3,627,218		
1. 一般会計繰入金	3,613,205	14,013	3,627,218	3. 職員給与等繰入金	14,013
歳 入 合 計	37,579,348	15,115	37,594,463		

(単位：千円)

細 分		節	概 要	説 明
区	分	金 額		
1.	保険者努力支援分	1,102	1.	保険者努力支援分
				1,102
1.	職員給与等繰入金	14,013	1.	職員給与等繰入金
				14,013

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地 方 債	そ の 他			
(款)									
1. 総 務 費	704,755	14,013	718,768	-	-	-	14,013		
(項)									
(1) 総務管理費	645,052	14,013	659,065	-	-	-	14,013		
1. 一般管理費	638,056	14,013	652,069	-	-	-	14,013		
(款)									
3. 保健事業費	392,860	1,102	393,962	1,102	-	-	-		
(項)									
(1) 特定健康診査等 事業費	346,135	1,102	347,237	1,102	-	-	-		
1. 特定健康診査等 事業費	346,135	1,102	347,237	1,102	-	-	-		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 2,497	1. 人件費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 (2) 一般職員 (3) 任期付短時間職員	14,013 4,174 2,497 1,121 556 9,179 660
2. 給料	2. 一般職給 4,630		
3. 職員手当等	2. 地域手当 4,752 5. 時間外勤務手当 407 10. 期末手当 2,049 11. 勤勉手当 1,785		
4. 共済費	3. 共済組合負担金 2,134 10. 厚生年金負担金 380		
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 653	1. 人件費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費	1,102 1,102 653 297 152
3. 職員手当等	10. 期末手当 297 159 11. 勤勉手当 138		
4. 共済費	3. 共済組合負担金 152 61		

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
歳出合計	37,579,348	15,115	37,594,463	1,102	-	-	14,013		

(単位：千円)

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(38) 33	53,984	134,075	114,546	302,605	59,199	361,804	
補正額	(-) -	3,150	4,630	5,049	12,829	2,286	15,115	
補正後	(38) 33	57,134	138,705	119,595	315,434	61,485	376,919	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	補正前	補正額	補正後
	扶養手当	1,347	-	1,347
	地域手当	15,320	511	15,831
	通勤手当	3,487	-	3,487
	管理職手当	2,856	-	2,856
	時間外勤務手当	7,964	407	8,371
	夜間勤務手当	-	-	-
	特殊勤務手当	344	-	344
	宿日直手当	-	-	-
	期末手当	43,864	2,208	46,072
勤勉手当		37,726	1,923	39,649
住居手当		1,638	-	1,638

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	4,630	1 給与改定に 伴う増減分	4,630	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.32% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		2 その他の 増減分	-	

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	5,049	1 制度改正に 伴う増減分	期末手当 433 勤勉手当 433	12月期 1. 25月分→1.275月分 実施時期 令和7年12月1日
		2 その他の 増減分	扶養手当 - 地域手当 511 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 407 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 1,775 勤勉手当 1,490 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.30	2.30	4.60	有
補正後	2.30	2.35	4.65	有
国の制度	2.30	2.35	4.65	有

令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,489,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年（2025年）12月15日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		6,781,550	14,508	6,796,058
	(1) 一般会計繰入金	6,102,521	14,508	6,117,029
歳 入 合 計		40,475,197	14,508	40,489,705

歲出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		840,544	14,508	855,052
	(1) 総務管理費	571,148	14,508	585,656
歳出合計		40,475,197	14,508	40,489,705

歳 入

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
6. 繰 入 金	6,781,550	14,508	6,796,058		
(項)					
(1)一般会計繰入金	6,102,521	14,508	6,117,029		
1. 一般会計繰入金	6,102,521	14,508	6,117,029	3. 職員給与等繰入金	14,508
歳 入 合 計	40,475,197	14,508	40,489,705		

(単位：千円)

細 節		概 要	説 明
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	14,508	1. 職員給与等繰入金	14,508

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地 方 債	そ の 他			
(款)									
1. 総 務 費	840, 544	14, 508	855, 052	-	-	-	14, 508		
(項)									
(1) 総務管理費	571, 148	14, 508	585, 656	-	-	-	14, 508		
1. 一般管理費	571, 148	14, 508	585, 656	-	-	-	14, 508		
歳 出 合 計	40, 475, 197	14, 508	40, 489, 705	-	-	-	14, 508		

(単位：千円)

節	細 節		概 要	説 明
区分	区分			
金額	金額			
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬		1. 人件費	14,508
	4,180	4,180	(1) パートタイム会計年度任用職員	7,029
2. 給料	2. 一般職給		ア. 報酬	4,180
	3,465	3,465	イ. 手当	1,925
3. 職員手当等	2. 地域手当	382	ウ. 共済費	924
	5. 時間外勤務手当	346		
	10. 期末手当	2,138	(2) 一般職員	7,301
	11. 勤勉手当	1,864	(3) 再任用職員	178
4. 共済費	3. 共済組合負担金	1,593		
	10. 厚生年金負担金	540		

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(47) 27	86,472	105,544	109,337	301,353	59,644	360,997	
補正額	(-) -	4,180	3,465	4,730	12,375	2,133	14,508	
補正後	(47) 27	90,652	109,009	114,067	313,728	61,777	375,505	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	補正前	補正額	補正後
	扶養手当	3,563	-	3,563
	地域手当	12,381	382	12,763
	通勤手当	3,859	-	3,859
	管理職手当	3,168	-	3,168
	時間外勤務手当	8,923	346	9,269
	夜間勤務手当	-	-	-
	特殊勤務手当	59	-	59
	宿日直手当	-	-	-
	期末手当	41,937	2,138	44,075
	勤勉手当	34,439	1,864	36,303
	住居手当	1,008	-	1,008

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	3,465	1 給与改定に 伴う増減分	3,465	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.32% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		2 その他の 増減分	-	

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	4,730	1 制度改正に 伴う増減分	期末手当 445 勤勉手当 445	12月期 1.25月分→1.275月分 実施時期 令和7年12月1日 12月期 1.05月分→1.075月分 実施時期 令和7年12月1日
		2 その他の 増減分	扶養手当 - 地域手当 382 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 346 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 1,693 勤勉手当 1,419 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	支給期間別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.30	2.30	4.60	有
補正後	2.30	2.35	4.65	有
国の制度	2.30	2.35	4.65	有

令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,854,050千円と定める。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年（2025年）12月15日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		1,648,616	3,350	1,651,966
	(1) 一般会計繰入金	1,648,616	3,350	1,651,966
3. 諸 収 入		10,130	253	10,383
	(2) 雜 入	9,230	253	9,483
歳 入 合 計		8,850,447	3,603	8,854,050

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		289,036	3,603	292,639
	(1) 総務管理費	273,121	3,603	276,724
歳 出 合 計		8,850,447	3,603	8,854,050

歳 入

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繼 入 金	1,648,616	3,350	1,651,966		
(項)					
(1)一般会計繰入金	1,648,616	3,350	1,651,966		
1. 一般会計繰入金	1,648,616	3,350	1,651,966	3. 職員給与等繰入金	3,350
(款)					
3. 諸 収 入	10,130	253	10,383		
(項)					
(2)雑 入	9,230	253	9,483		
1. 雜 入	9,230	253	9,483	1. 雜 入	253
歳 入 合 計	8,850,447	3,603	8,854,050		

(単位：千円)

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地 方 債	そ の 他			
(款)									
1. 総 務 費	289,036	3,603	292,639	-	-	253	3,350		
(項)									
(1) 総務管理費	273,121	3,603	276,724	-	-	253	3,350		
1. 一般管理費	273,121	3,603	276,724	-	-	253	3,350		
歳 出 合 計	8,850,447	3,603	8,854,050	-	-	253	3,350		

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明	明
区 分	区 分			
金 額	金 額			
1. 報酬	3. 非常勤職員報酬 531	1. 人件費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員	3,603 890 531 237 122 2,505 208	
2. 給料	2. 一般職給 1,256			
3. 職員手当等	2. 地域手当 139 5. 時間外勤務手当 158 10. 期末手当 515 11. 勤勉手当 449			
4. 共済費	3. 共済組合負担金 482 10. 厚生年金負担金 73			

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(12) 10	11,596	38,411	27,921	77,928	16,499	94,427	
補正額	(-) -	531	1,256	1,261	3,048	555	3,603	
補正後	(12) 10	12,127	39,667	29,182	80,976	17,054	98,030	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	補正前	補正額	補正後
	扶養手当	396	-	396
	地域手当	4,356	139	4,495
	通勤手当	933	-	933
	管理職手当	600	-	600
	時間外勤務手当	1,006	158	1,164
	夜間勤務手当	-	-	-
	特殊勤務手当	55	-	55
	宿日直手当	-	-	-
	期末手当	10,816	515	11,331
勤勉手当	8,763	449	9,212	
住居手当	996	-	996	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,256	1 給与改定に 伴う増減分	1,256	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.32% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		2 その他の 増減分	-	

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明		備考
職員手当	1,261	1 制度改正に 伴う増減分	期末手当 勤勉手当	112 112	12月期 1.25月分→1.275月分 実施時期 令和7年12月1日 12月期 1.05月分→1.075月分 実施時期 令和7年12月1日
	2 その他の 増減分	1,037	扶養手当 地域手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 夜間勤務手当 特殊勤務手当 宿日直手当 期末手当 勤勉手当 住居手当	- 139 - - 158 - - - 403 337 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	支給期間別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.30	2.30	4.60	有
補正後	2.30	2.35	4.65	有
国の制度	2.30	2.35	4.65	有

議案第74号

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,093,590	19,802	6,113,392
第1項 営業費用	5,632,528	19,802	5,652,330

(資本的支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,690,210千円は、当年度消費税資本的收支調整額475,425千円、建設改良積立金753,137千円、当年度損益勘定留保資金2,461,648千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	7,831,132	9,843	7,840,975
第1項 建設改良費	5,900,778	9,843	5,910,621

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	937,904	29,645	967,549

令和7年(2025年)12月15日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的支出

款項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,093,590	19,802	6,113,392
営業費用		5,632,528	19,802	5,652,330
	原水及び浄水費	1,644,226	2,862	1,647,088
	配水及び給水費	1,013,955	11,484	1,025,439
	業務費	234,468	1,640	236,108

会計補正予算説明書（第3号）

(単位：千円)

節		概要説明
区分	金額	
		千円
給料	1,261	1. 人件費 2,862 (1) 給料 1,261 ア. 一般職員 1,069 イ. 再任用職員 192 (2) 手当等 877 ア. 地域手当 141 イ. 時間外勤務手当 6 ウ. 期末手当 390 エ. 勤勉手当 340 (3) 法定福利費 431 ア. 共済組合負担金 420 イ. 厚生年金負担金 11 (4) 賞与等引当金繰入額 293 ア. 賞与分 243 イ. 法定福利費分 50
手当等	877	
法定福利費	431	
賞与等引当金繰入額	293	
給料	4,398	1. 人件費 11,484 (1) 給料 4,398 ア. 一般職員 4,148 イ. 再任用職員 250 (2) 報酬 649 パートタイム会計年度任用職員
報酬	649	
手当等	3,555	(3) 手当等 3,555 ア. 地域手当 485 イ. 通勤手当 23 ウ. 時間外手当 72 エ. 期末手当 1,586 オ. 勤勉手当 1,389 (4) 法定福利費 1,694 ア. 共済組合負担金 1,604 イ. 厚生年金負担金 90 (5) 賞与等引当金繰入額 1,188 ア. 賞与分 991 イ. 法定福利費分 197
法定福利費	1,694	
賞与等引当金繰入額	1,188	
給料	717	1. 人件費 1,640 (1) 給料 717 ア. 一般職員 641 イ. 再任用職員 76 (2) 手当等 510
手当等	510	

款項	目	補正前の額	補正額	計
	総係費	317,188	3,816	321,004
支 出 合 計		6,093,590	19,802	6,113,392

(単位 : 千円)

節		概要	説明	明
区分	金額			
法定福利費	244	ア. 地域手当	80	千円
賞与等引当金繰入額	169	イ. 時間外勤務手当	9	
		ウ. 期末手当	225	
		エ. 勤勉手当	196	
		(3) 法定福利費	244	
		ア. 共済組合負担金	233	
		イ. 厚生年金負担金	11	
		(4) 賞与等引当金繰入額	169	
		ア. 賞与分	140	
		イ. 法定福利費分	29	
給料	1,569	1. 人件費	3,816	
手当等	1,270	(1) 紹料	1,569	
法定福利費	562	一般職員		
賞与等引当金繰入額	415	(2) 手当等	1,270	
		ア. 地域手当	173	
		イ. 通勤手当	12	
		ウ. 時間外勤務手当	50	
		エ. 期末手当	567	
		オ. 勤勉手当	468	
		(3) 法定福利費	562	
		共済組合負担金		
		(4) 賞与等引当金繰入額	415	
		ア. 賞与分	345	
		イ. 法定福利費分	70	

2. 資本的支出

款項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		7,831,132	9,843	7,840,975
建設改良費		5,900,778	9,843	5,910,621
	事務費	336,732	9,843	346,575
支 出 合 計		7,831,132	9,843	7,840,975

(単位 : 千円)

節		概要説明
区分	金額	千円
給料	4,484	1. 人件費 9,843 (1) 紹料 4,484 一般職員 (2) 報酬 256 パートタイム会計年度任用職員 (3) 手当等 3,474 ア. 地域手当 494 イ. 通勤手当 5 ウ. 時間外勤務手当 143 エ. 期末手当 1,509 オ. 勤勉手当 1,323 (4) 法定福利費 1,629 ア. 共済組合負担金 1,593 イ. 厚生年金負担金 36
報酬	256	
手当等	3,474	
法定福利費	1,629	

給与費明細書

1. 総括

(単位:千円)

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計		
	特別職		一般職 (人)	報酬	給料	手当	計				
	管理者 (人)	その他 (人)									
補正前	損益勘定支弁職員	1	9	(14) 64	16,058	264,535	258,734	539,327	102,009	641,336	
	資本勘定支弁職員	-	-	(2) 35	4,902	134,567	106,708	246,177	50,391	296,568	
	合計	1	9	(16) 99	20,960	399,102	365,442	785,504	152,400	937,904	
補正額	損益勘定支弁職員	-	-	(-) -	649	7,945	7,931	16,525	3,277	19,802	
	資本勘定支弁職員	-	-	(-) -	256	4,484	3,474	8,214	1,629	9,843	
	合計	-	-	(-) -	905	12,429	11,405	24,739	4,906	29,645	
補正後	損益勘定支弁職員	1	9	(14) 64	16,707	272,480	266,665	555,852	105,286	661,138	
	資本勘定支弁職員	-	-	(2) 35	5,158	139,051	110,182	254,391	52,020	306,411	
	合計	1	9	(16) 99	21,865	411,531	376,847	810,243	157,306	967,549	

※ 会計年度任用職員の職員数については、()外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位:千円)

手当の内訳	区分	補正前	補正額	補正後
	扶養手当	13,380	-	13,380
	地域手当	47,003	1,373	48,376
	通勤手当	9,689	40	9,729
	管理職手当	13,932	-	13,932
	時間外勤務手当	35,959	280	36,239
	特殊勤務手当	346	-	346
	住居手当	7,899	-	7,899
	期末手当	104,374	5,199	109,573
	勤勉手当	85,282	4,513	89,795
	退職給付費	47,578	-	47,578

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明		備考
給料	12,429	1. 給与改定に伴う増減分	12,429	12,429	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.32% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		2. その他の増減分	-		
手当	11,362	1. 制度改正に伴う増減分	2,187	通勤手当 40 期末手当 1,105 勤勉手当 1,042	交通用具使用者における距離区分別手当額について、200円から7,100円の幅で引き上げ 12月期 1.25月分→1.275月分 実施時期 令和7年12月1日 12月期 1.05月分→1.075月分 実施時期 令和7年12月1日
			9,175	扶養手当 - 地域手当 1,373 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 280 特殊勤務手当 - 住居手当 - 期末手当 4,051 勤勉手当 3,471 退職給付費 -	

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.30	2.30	4.60	有
補正後	2.30	2.35	4.65	有
一般会計の制度	2.30	2.35	4.65	有

議案第 75 号

令和 7 年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 7 年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 病院事業費用	12,329,165 千円	186,436 千円	12,515,601 千円
第 1 項 医業費用	11,532,824 千円	186,436 千円	11,719,260 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給与費	5,851,236 千円	186,436 千円	6,037,672 千円

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日 提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市

1. 収益の支出

款項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業費用		12,329,165	186,436	12,515,601
1. 医業費用		11,532,824	186,436	11,719,260
	1. 給与費	5,851,236	186,436	6,037,672
支 出 合 計		12,329,165	186,436	12,515,601

病院事業会計補正予算説明書（第4号）

(単位：千円)

節		概要説明
区分	金額	
		千円
給料	75,720	1. 給料 75,720 (1) 一般職 69,847 ア. 医師給 11,499 イ. 看護師給 42,573 ウ. 医療技術員給 11,453 エ. 事務員給 4,322 (2) 再任用職員 929 ア. 看護師給 511 イ. 医療技術員給 293 ウ. 事務員給 125 (3) 任期付職員 4,944 ア. 医師給 4,752 イ. 看護師給 192
手当等	63,002	2. 手当等 63,002 (1) 地域手当 8,337 (2) 通勤手当 159 (3) 時間外勤務手当 1,321 (4) 夜間勤務手当 267 (5) 期末手当 28,639 (6) 勤勉手当 24,279
報酬	17,723	3. 報酬 17,723 嘱託給
法定福利費	29,991	4. 法定福利費 29,991 (1) 共済組合負担金 27,573 (2) 厚生年金負担金 2,184 (3) 雇用保険料 234

給与費明細書

1. 総括

(単位:千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計		
	特別職		一般職 (人)	報酬	給料	手当				
	管理者 (人)	その他 (人)								
正前	損益勘定支弁職員	1	22	(178) 512	364,060	2,138,316	2,418,235	4,920,611	894,625	5,815,236
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1	22	(178) 512	364,060	2,138,316	2,418,235	4,920,611	894,625	5,815,236
正額	損益勘定支弁職員	-	-	-	17,723	75,720	63,002	156,445	29,991	186,436
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	17,723	75,720	63,002	156,445	29,991	186,436
正後	損益勘定支弁職員	1	22	(178) 512	381,783	2,214,036	2,481,237	5,077,056	924,616	6,001,672
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1	22	(178) 512	381,783	2,214,036	2,481,237	5,077,056	924,616	6,001,672

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、()外数とする。

(単位:千円)

区分	補正前	補正額	補正後
手当内訳	扶養手当	38,760	-
	地域手当	257,311	8,337
	通勤手当	60,217	159
	管理職手当	75,204	-
	初任給調整手当	65,227	-
	時間外勤務手当	120,575	1,321
	夜間勤務手当	34,000	267
	特殊勤務手当	441,138	-
	宿日直手当	21,655	-
	管理職員特別勤務手当	192	-
期末	手当	599,302	28,639
勤勉	手当	481,338	24,279
住居	手当	38,709	-
退職	給付費	184,607	-
			184,607

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	75,720	1.給与改定に伴う増減分	75,720	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.32% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
手当	62,939	1.制度改正に伴う増減分	12,514 期末手当 6,272 勤勉手当 6,083	交通用具使用者における距離区別手当額について、200円から7,100円の幅で引き上げ 12月期 1.25月分→1.275月分 実施時期 令和7年12月1日 12月期 1.05月分→1.075月分 実施時期 令和7年12月1日
	2.その他の増減分	50,425	扶養手当 - 地域手当 8,337 通勤手当 - 管理職手当 - 初任給調整手当 - 時間外勤務手当 1,321 夜間勤務手当 267 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 管理職員特別勤務手当 - 期末手当 22,304 勤勉手当 18,196 住居手当 - 退職給付費 -	

3. 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.30	2.30	4.60	有
補正後	2.30	2.35	4.65	有
一般会計の制度	2.30	2.35	4.65	有

議案第 76 号

令和 7 年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 7 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	12,162,824	17,414	12,180,238
第 1 項 営 業 費 用	11,064,549	17,414	11,081,963

（資本的支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,982,856 千円は、当年度消費税資本的收支調整額 216,456 千円、減債積立金 91,015 千円、過年度損益勘定留保資金 3,675,385 千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	9,273,654	8,604	9,282,258
第 2 項 建 設 改 良 事 業 費	4,213,956	8,604	4,222,560

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	883,015	26,018	909,033

令和7年（2025年）12月15日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的支出

款項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		12,162,824	17,414	12,180,238
営業費用		11,064,549	17,414	11,081,963
	汚水費	371,445	1,951	373,396
	雨水費	1,008,534	10,233	1,018,767
	業務費	209,567	1,132	210,699

会計補正予算説明書（第4号）

(単位：千円)

節		概要説明
区分	金額	
		千円
給料	821	1. 人件費 1,951 (1) 紹料 821 ア. 一般職員 741 イ. 再任用職員 80 (2) 手当等 645 ア. 地域手当 91 イ. 通勤手当 3 ウ. 時間外勤務手当 51 エ. 期末手当 266 オ. 勤勉手当 234 (3) 法定福利費 285 ア. 共済組合負担金 273 イ. 厚生年金負担金 12 (4) 賞与等引当金繰入額 200 ア. 賞与分 166 イ. 法定福利費分 34
手当等	645	
法定福利費	285	
賞与等引当金繰入額	200	
給料	4,671	1. 人件費 10,233 (1) 紹料 4,671 ア. 一般職員 4,336 イ. 再任用職員 335 (2) 報酬 259 パートタイム会計年度任用職員 (3) 手当等 3,607 ア. 地域手当 515 イ. 通勤手当 30 ウ. 時間外勤務手当 115 エ. 期末手当 1,571 オ. 勤勉手当 1,376 (4) 法定福利費 1,696 ア. 共済組合負担金 1,660 イ. 厚生年金負担金 36
報酬	259	
手当等	3,607	
法定福利費	1,696	
給料	359	1. 人件費 1,132 (1) 紹料 359 一般職員 (2) 報酬 132 パートタイム会計年度任用職員 (3) 手当等 335 ア. 地域手当 40
報酬	132	
手当等	335	

款項	目	補正前の額	補正額	計
	総係費	328,639	4,098	332,737
支 出	合 計	12,162,824	17,414	12,180,238

(単位 : 千円)

節	
区分	金額
法定福利費	160
賞与等引当金繰入額	146
給料	1,694
報酬	147
手当等	1,329
法定福利費	621
賞与等引当金繰入額	307

概要	説明	明
		千円
イ . 時間外勤務手当	7	
ウ . 期末手当	153	
エ . 勤勉手当	135	
(4) 法定福利費	160	
ア . 共済組合負担金	141	
イ . 厚生年金負担金	19	
(5) 賞与等引当金繰入額	146	
ア . 賞与分	96	
イ . 法定福利費分	50	
1 . 人件費	4,098	
(1) 給料	1,694	
ア . 一般職員	1,571	
イ . 再任用職員	123	
(2) 報酬	147	
パートタイム会計年度任用職員		
(3) 手当等	1,329	
ア . 地域手当	188	
イ . 時間外勤務手当	60	
ウ . 期末手当	592	
エ . 勤勉手当	489	
(4) 法定福利費	621	
ア . 共済組合負担金	602	
イ . 厚生年金負担金	19	
(5) 賞与等引当金繰入額	307	
ア . 賞与分	200	
イ . 法定福利費分	107	

2. 資本的支出

款項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		9,273,654	8,604	9,282,258
建設改良事業費		4,213,956	8,604	4,222,560
	建設改良事務費	353,961	8,604	362,565
支出合計		9,273,654	8,604	9,282,258

(単位 : 千円)

節		概要説明
区分	金額	千円
給 料	4,014	1. 人件費 8,604 (1) 紹料 4,014 ア. 一般職員 3,711 イ. 再任用職員 303
報 酬	132	(2) 報酬 132 パートタイム会計年度任用職員
手 当 等	3,036	(3) 手当等 3,036 ア. 地域手当 443 イ. 通勤手当 33 ウ. 時間外勤務手当 121 エ. 期末手当 1,302 オ. 勤勉手当 1,137
法 定 福 利 費	1,422	(4) 法定福利費 1,422 ア. 共済組合負担金 1,392 イ. 厚生年金負担金 30

給与費明細書

1. 総括

(単位:千円)

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計
		特別職 管理者 (人)	一般職 その他 (人)	報酬	給料	手当	計		
補正前	損益勘定 支弁職員	-	-	(13) 62	15,528	252,376	241,811	509,715	94,666
	資本勘定 支弁職員	-	-	(1) 33	1,956	123,965	107,945	233,866	44,768
	合計	-	-	(14) 95	17,484	376,341	349,756	743,581	139,434
補正額	損益勘定 支弁職員	-	-	(-) -	538	7,545	6,378	14,461	2,953
	資本勘定 支弁職員	-	-	(-) -	132	4,014	3,036	7,182	1,422
	合計	-	-	(-) -	670	11,559	9,414	21,643	4,375
補正後	損益勘定 支弁職員	-	-	(13) 62	16,066	259,921	248,189	524,176	97,619
	資本勘定 支弁職員	-	-	(1) 33	2,088	127,979	110,981	241,048	46,190
	合計	-	-	(14) 95	18,154	387,900	359,170	765,224	143,809

※ 会計年度任用職員の職員数については、()外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位:千円)

手当の内訳	区分	補正前	補正額	補正後
	扶養手当	12,265	-	12,265
	地域手当	43,905	1,277	45,182
	通勤手当	9,594	66	9,660
	管理職手当	10,719	-	10,719
	時間外勤務手当	50,819	354	51,173
	特殊勤務手当	518	-	518
	住居手当	5,804	-	5,804
	期末手当	94,039	4,133	98,172
	勤勉手当	75,695	3,584	79,279
退職給付費		46,398	-	46,398

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	11,559	1. 給与改定に伴う増減分	11,559	11,559	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 3.32% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		2. その他の増減分	-		
手当	9,378	1. 制度改正に伴う増減分	1,994	通勤手当 66	交通用具使用者における距離区分別手当額について、200円から7,100円の幅で引き上げ
				期末手当 964	12月期 1.25月分→1.275月分 実施時期 令和7年12月1日
				勤勉手当 964	12月期 1.05月分→1.075月分 実施時期 令和7年12月1日
		2. その他の増減分	7,384	扶養手当 -	
				地域手当 1,277	
				通勤手当 -	
				管理職手当 -	
				時間外勤務手当 354	
				特殊勤務手当 -	
				住居手当 -	
				期末手当 3,133	
				勤勉手当 2,620	
				退職給付費 -	

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.30	2.30	4.60	有
補正後	2.30	2.35	4.65	有
一般会計の制度	2.30	2.35	4.65	有

議案第 77 号

市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正について

次のとおり市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）12 月 15 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 期末手当の支給率を改定するため。
- 2 病院事業管理者が医師である場合に特殊勤務手当を支給するため。

枚方市条例第 号

市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和60年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 第3条に定めるもののほか、病院事業管理者で医師であるものには、特殊勤務手当を支給し、その額は、その勤務の態様等に応じて、病院事業管理者が市長と協議して定める。

(市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正)

第3条 市長等の給与に関する特別措置条例（令和5年枚方市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 市長等の給与に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

1 この条例中第1条、第3条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の市長等の給与に関する特別措置条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

議案第 77 号参考資料

市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第6条 第3条に定めるもののほか、病院事業管理者で医師であるものには、特殊勤務手当を支給し、その額は、その勤務の態様等に応じて、病院事業管理者が市長と協議して定める。</u></p> <p><u>第7条</u> [略] (給料及び地域手当の支給の一時差止め)</p> <p><u>第8条</u> 第2条から第4条までの規定にかかわらず、市長等が刑事事件に 関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められてい るものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略 式手続によるものを除く。次項及び<u>第10条第1項</u>において同じ。）をさ れ、その後に保釈されたときは、当該保釈された日から職務に復する日 の前日（職務に復さず、退職した場合にあっては、当該退職の日）まで の期間に係るその者の給料及び地域手当の支給を一時差し止めるものと する。この場合において、当該市長等が当該刑事事件に關し拘禁刑以上 の刑に処せられたときは、当該一時差し止めたその者の給料及び地域手 当は、支給しない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第9条</u> [略] (期末手当の支給の一時差止め)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による期末手当の支給 を一時差し止める処分の取消しについて準用する。この場合において、</p>	<p>割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第6条</u> [略] (給料及び地域手当の支給の一時差止め)</p> <p><u>第7条</u> 第2条から第4条までの規定にかかわらず、市長等が刑事事件に 関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められてい るものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略 式手続によるものを除く。次項及び<u>第9条第1項</u>において同じ。）をさ れ、その後に保釈されたときは、当該保釈された日から職務に復する日 の前日（職務に復さず、退職した場合にあっては、当該退職の日）まで の期間に係るその者の給料及び地域手当の支給を一時差し止めるものと する。この場合において、当該市長等が当該刑事事件に關し拘禁刑以上 の刑に処せられたときは、当該一時差し止めたその者の給料及び地域手 当は、支給しない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第8条</u> [略] (期末手当の支給の一時差止め)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による期末手当の支給 を一時差し止める処分の取消しについて準用する。この場合において、</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>第8条第2項中「前項の規定による給料及び地域手当の支給を一時差し止める処分（以下この項及び次項において「給料等の一時差止処分」という。）」及び「給料等の一時差止処分」とあるのは「<u>第10条第1項</u>の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分」と、「給料及び地域手当の支給日」とあるのは「期末手当の基準日」と、同条第3項中「給料等の一時差止処分」とあるのは「<u>第10条第1項</u>の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分」と、「給料及び地域手当の支給」とあるのは「期末手当の支給」と読み替えるものとする。</p>	<p>第7条第2項中「前項の規定による給料及び地域手当の支給を一時差し止める処分（以下この項及び次項において「給料等の一時差止処分」という。）」及び「給料等の一時差止処分」とあるのは「<u>第9条第1項</u>の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分」と、「給料及び地域手当の支給日」とあるのは「期末手当の基準日」と、同条第3項中「給料等の一時差止処分」とあるのは「<u>第9条第1項</u>の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分」と、「給料及び地域手当の支給」とあるのは「期末手当の支給」と読み替えるものとする。</p>
<p>第11条 [略]</p>	<p>第10条 [略]</p>
<p>[第3条関係] (市長の期末手当の特例)</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の177.5</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p>	<p>[第3条関係] (市長の期末手当の特例)</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の172.5</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p>
<p>[第4条関係] (市長の期末手当の特例)</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の175</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p>	<p>[第4条関係] (市長の期末手当の特例)</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例 第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の177.5</u>」とあるのは、「100分の165」とする。</p>

議案第 78 号

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会
の議決を求める。

令和 7 年（2025年）12 月 15 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 給料月額及び一時金に係る手当の支給率を改定するため。
- 2 初任給調整手当の上限額並びに宿直手当及び日直手当の額を改定するため。
- 3 昇給の基準を改定するため。

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第1項中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第27条第2項及び第28条第2項中「2,800円」を「3,100円」に改める。

第34条の2第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」
を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第34条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分
の50」を「100分の52.5」に改める。

第41条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、
「492,000円」を「508,000円」に、「555,000円」を「574,000円」に改め、同条第6項中「100
分の125」を「100分の127.5」に、「100分の230」を「100分の235」に改める。

第41条の2第1項の表中「207,400円」を「219,400円」に、「213,600円」を「225,600円」
に、「220,000円」を「232,000円」に、「225,600円」を「237,600円」に、「230,000円」を
「242,000円」に、「233,300円」を「245,800円」に、「238,200円」を「249,200円」に、
「241,400円」を「251,800円」に、「243,800円」を「254,100円」に、「253,200円」を
「258,100円」に、「264,700円」を「269,200円」に、「275,900円」を「280,100円」に改め、
同条第3項中「3の3号給」を「3の1号給」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	195,800円	247,500円	280,300円	320,000円	366,800円	403,200円	446,700円	501,800円	526,500円
	2	196,900	248,900	281,300	321,600	368,500	405,500	448,800	513,700	538,200
	3	198,100	250,300	282,200	323,200	370,100	407,700	450,900		
	4	199,200	251,700	283,200	324,800	371,700	409,900	452,800		
	5	200,300	253,100	284,200	326,200	373,300	412,100	454,500		
	6	202,000	254,300	285,200	327,800	375,100	414,400	456,300		
	7	203,600	255,600	286,200	329,400	376,600	416,600	458,200		
	8	205,200	256,900	287,200	331,000	378,200	418,900	460,100		
	9	206,700	258,100	288,200	332,400	379,500	420,700	461,900		
	10	208,400	259,300	289,500	334,100	381,100	422,600	463,700		
	11	210,000	260,500	290,800	335,700	382,700	424,500	465,500		
	12	211,600	261,700	292,000	337,300	384,200	426,300	467,200		
	13	213,100	262,800	293,200	338,700	386,100	428,100	469,000		
	14	214,800	263,900	294,500	340,400	388,000	429,900	470,500		
	15	216,500	265,000	295,700	342,100	389,900	431,700	471,900		
	16	218,200	266,100	296,900	343,700	391,700	433,500	473,400		
	17	219,400	267,000	297,900	344,900	393,200	435,100	474,800		
	18	221,000	268,000	299,100	346,800	395,000	436,600	476,100		
	19	222,600	269,000	300,300	348,500	396,700	438,100	477,200		
	20	224,100	270,000	301,600	350,100	398,300	439,600	478,400		
	21	225,600	271,000	302,900	351,600	400,000	441,100	479,400		
	22	227,200	271,900	303,900	353,200	401,400	442,400	480,100		
	23	228,800	272,700	304,900	354,800	402,800	443,700	480,800		
	24	230,400	273,600	305,900	356,400	404,200	444,900	481,500		
	25	232,000	274,400	307,000	358,100	405,600	446,100	482,100		
	26	233,700	275,200	308,200	359,900	406,800	447,400	482,800		
	27	235,000	276,000	309,300	361,700	408,000	448,700	483,400		
	28	236,300	276,700	310,500	363,500	409,000	449,900	484,000		
	29	237,600	277,400	311,600	365,000	410,100	451,100	484,500		
	30	238,700	278,200	312,900	366,400	411,300	451,900	485,100		
	31	239,800	279,000	314,200	367,800	412,400	452,700	485,700		
	32	240,900	279,600	315,500	369,200	413,500	453,500	486,300		
	33	242,000	280,300	316,700	370,700	414,200	454,100	486,700		
	34	242,900	281,100	318,000	371,500	414,900	454,700	487,200		
	35	243,800	281,800	319,300	372,400	415,500	455,300	487,600		
	36	244,800	282,500	320,600	373,400	416,200	455,900	487,900		
	37	245,800	283,200	321,900	374,300	416,800	456,600	488,200		
	38	246,700	283,900	323,100	375,400	417,400	457,400			
	39	247,600	284,600	324,400	376,300	417,900	457,800			
	40	248,400	285,300	325,500	377,300	418,300	458,500			
	41	249,200	286,000	326,400	378,200	418,700	459,000			
	42	249,900	286,600	327,700	378,900	418,900	459,400			
	43	250,500	287,300	329,000	379,600	419,200	459,800			
	44	251,100	287,900	330,300	380,200	419,500	460,200			
	45	251,800	288,600	331,400	380,600	419,800	460,600			
	46	252,400	289,200	332,700	381,200	420,100	460,900			
	47	253,000	289,900	333,900	381,800	420,400	461,200			
	48	253,600	290,600	335,100	382,500	420,700	461,500			
	49	254,100	291,100	336,400	382,800	420,900	461,800			
	50	254,700	291,700	337,400	383,500	421,200	462,100			
	51	255,300	292,300	338,500	384,200	421,400	462,400			
	52	255,800	293,000	339,600	384,800	421,700	462,700			
	53	256,200	293,600	340,300	385,100	421,900	463,000			
	54	256,600	294,200	341,200	385,600	422,200				
	55	256,900	294,800	341,900	386,200	422,500				
	56	257,200	295,500	342,700	386,800	422,800				
	57	257,500	296,100	343,500	387,100	423,000				
	58	257,800	296,700	343,900		423,300				
	59	258,100	297,200	344,400		423,600				
	60	258,400	297,700	345,100		423,800				
	61	258,700	298,200	345,900		424,000				
	62	259,000	298,800	346,600		424,300				
	63	259,300	299,300	347,300		424,600				
	64	259,600	299,900	347,900		424,800				
	65	259,900	300,300	348,400		425,000				
	66	260,200	300,800	349,000		425,300				
	67	260,500	301,300	349,500		425,600				
	68	260,800	301,900	350,100		425,800				
	69	261,100	302,400	350,400		426,000				

70	261,400	302,800	350,900		426,300					
71	261,700	303,100	351,200		426,600					
72	262,000	303,400	351,600		426,800					
73	262,300	303,600	352,000		427,000					
74	262,600		352,500							
75	262,900		353,000							
76	263,200		353,500							
77	263,500		353,800							
78	263,800		354,200							
79	264,100		354,600							
80	264,400		355,000							
81	264,700		355,300							
82	265,000									
83	265,300									
84	265,600									
85	265,900									
86	266,200									
87	266,500									
88	266,800									
89	267,100									
90	267,400									
91	267,700									
92	268,000									
93	268,300									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		160,240	182,240	215,600	232,080	244,560	265,520	299,840	327,360	369,920

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	198,200 円	240,400 円	260,400 円	298,300 円	323,700 円
	2	199,900	241,200	261,300	298,800	324,900
	3	201,600	242,000	262,200	299,200	326,100
	4	203,300	242,700	263,100	299,500	327,200
	5	205,000	243,400	264,100	299,900	328,200
	6	206,700	244,100	265,000	300,300	329,200
	7	208,300	244,900	266,000	300,700	330,300
	8	209,900	245,600	266,900	301,000	331,400
	9	211,500	246,400	267,800	301,300	332,400
	10	213,000	247,100	268,600	301,700	333,400
	11	214,500	247,800	269,300	302,100	334,500
	12	215,900	248,400	269,700	302,400	335,600
	13	217,300	249,100	270,300	302,700	336,600
	14	218,800	249,500	270,700	303,100	337,700
	15	220,300	250,000	271,100	303,400	338,800
	16	221,800	250,400	271,500	303,800	339,800
	17	223,200	250,900	271,900	304,100	340,800
	18	224,600	251,300	272,400	304,600	341,800
	19	226,000	251,800	272,900	305,000	342,700
	20	227,400	252,200	273,500	305,500	343,700
	21	228,800	252,500	274,200	306,000	344,700
	22	229,800	252,800	274,800	306,400	345,600
	23	230,900	253,100	275,400	306,900	346,600
	24	232,000	253,400	276,200	307,400	347,600
	25	233,000	253,900	277,000	307,900	348,600
	26	233,800	254,400	277,700	308,500	349,600
	27	234,700	254,800	278,200	309,100	350,600
	28	235,500	255,300	278,900	309,800	351,500
	29	236,400	255,800	279,700	310,300	352,400
	30	237,200	256,300	280,400	310,800	353,300
	31	238,000	256,700	281,100	311,400	354,100
	32	238,800	257,100	281,700	311,900	355,000
	33	239,600	257,400	282,400	312,400	355,900
	34	240,100	257,900	283,100	312,900	356,900
	35	240,600	258,400	283,800	313,500	357,900
	36	241,100	258,800	284,400	314,100	358,800
	37	241,700	259,200	285,000	314,700	359,700
	38	242,200	259,700	285,700	315,400	360,600
	39	242,700	260,100	286,300	316,100	361,500
	40	243,200	260,500	286,800	316,800	362,300
	41	243,700	260,900	287,200	317,400	363,100
	42	244,000	261,300	287,700	318,100	363,900
	43	244,300	261,800	288,100	318,700	364,700
	44	244,700	262,100	288,500	319,300	365,400
	45	245,100	262,400	289,000	319,900	366,100
	46	245,500	262,800	289,500	320,600	366,900
	47	245,900	263,200	290,000	321,300	367,700
	48	246,300	263,500	290,300	321,900	368,300
	49	246,600	263,900	290,700	322,400	369,000
	50	246,900	264,300	291,100	322,900	369,600
	51	247,200	264,600	291,500	323,500	370,300
	52	247,500	264,900	292,000	324,100	371,000
	53	247,700	265,300	292,300	324,700	371,600
	54	248,000	265,600	292,700	325,400	372,100
	55	248,300	265,900	293,200	326,100	372,600
	56	248,600	266,300	293,700	326,800	373,100
	57	248,800	266,600	294,100	327,500	373,500
	58	249,100	266,900	294,700	328,200	375,400
	59	249,400	267,200	295,200	328,900	376,300
	60	249,600	267,500	295,800	329,600	377,300
	61	249,800	267,800	296,400	330,300	378,200
	62	250,100	268,100	296,900	331,000	378,900

63	250,400	268,400	297,500	331,700	379,600	
64	250,600	268,700	298,000	332,400	380,200	
65	250,800	268,900	298,500	333,100	380,600	
66	251,100	269,200	299,000	333,800	381,200	
67	251,400	269,500	299,500	334,500	381,800	
68	251,600	269,700	300,000	335,200	382,500	
69	251,800	269,900	300,400	335,900	382,800	
70	252,100	270,200	300,800	336,600	383,500	
71	252,400	270,500	301,200	337,300	384,200	
72	252,600	270,700	301,600	338,000	384,800	
73	252,800	270,900	302,000	338,700	385,100	
74	253,100	271,200	302,300	339,400		
75	253,400	271,500	302,700	340,100		
76	253,600	271,700	303,100	340,800		
77	253,800	271,900	303,500	341,500		
78	254,100	272,200	303,900	342,200		
79	254,400	272,500	304,300	342,900		
80	254,600	272,700	304,700	343,600		
81	254,800	272,900	305,000	344,300		
82	255,100	273,200	305,500	345,000		
83	255,300	273,500	305,900	345,700		
84	255,600	273,700	306,400	346,400		
85	255,800	273,900	306,700	347,100		
86	256,000	274,100	307,200	347,800		
87	256,300	274,400	307,700	348,500		
88	256,600	274,700	308,000	349,200		
89	256,800	274,900	308,400	349,900		
90	257,100	275,100	308,900			
91	257,400	275,400	309,400			
92	257,600	275,600	309,900			
93	257,800	275,900	310,200			
94	258,100	276,200	310,600			
95	258,400	276,500	311,000			
96	258,600	276,700	311,500			
97	258,800	276,900	311,900			
98	259,100	277,200	312,300			
99	259,400	277,400	312,600			
100	259,600	277,700	312,900			
101	259,800	277,900	313,200			
102	260,100	278,100	313,600			
103	260,400	278,400	313,900			
104	260,600	278,700	314,300			
105	260,800	278,900	314,600			
106		279,100	315,000			
107		279,400	315,400			
108		279,600	315,600			
109		279,900	315,800			
110		280,200	316,100			
111		280,500	316,400			
112		280,700	316,600			
113		280,900	316,800			
114		281,200	317,100			
115		281,400	317,400			
116		281,600	317,600			
117		281,900	317,800			
118		282,200				
119		282,500				
120		282,700				
121		282,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		164,960	173,840	188,720.	212,080	232,160

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する職員(市長が定める職員を除く。)に適用する。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	305,600 円	385,300 円	441,900 円	500,800 円
2	307,900	387,900	443,900	502,600
3	310,200	390,400	445,900	504,400
4	312,400	392,900	447,800	506,200
5	314,500	395,400	449,700	508,000
6	318,000	398,100	451,300	509,700
7	321,500	400,800	452,900	511,400
8	324,900	403,400	454,500	513,100
9	328,300	405,500	456,100	514,800
10	331,800	408,000	457,900	516,900
11	335,200	410,500	459,700	519,000
12	338,600	413,000	461,500	521,100
13	342,000	415,600	463,300	523,100
14	345,500	418,300	465,100	525,000
15	348,900	420,900	466,900	527,100
16	352,300	423,300	468,700	529,100
17	355,700	425,600	470,300	531,000
18	358,800	427,800	472,300	533,000
19	362,000	429,800	474,200	535,000
20	365,200	431,900	476,100	536,800
21	368,500	434,000	477,500	538,600
22	371,600	435,500	479,200	540,400
23	374,700	437,000	481,000	542,200
24	377,700	438,500	482,800	544,000
25	380,800	439,900	484,600	545,600
26	383,100	441,300	486,300	547,400
27	385,400	442,800	488,100	549,200
28	387,600	444,200	489,900	551,000
29	389,500	445,500	491,700	552,600
30	391,200	447,000	493,400	554,400
31	392,900	448,400	495,200	556,200
32	394,700	449,800	497,000	557,900
33	396,400	451,100	498,800	559,500
34	398,200	452,600	500,700	561,300
35	399,800	454,000	502,600	563,000
36	401,100	455,400	504,500	564,700
37	402,500	456,800	506,400	566,200
38	403,900	458,200	508,100	567,800
39	405,300	459,500	509,900	569,200
40	406,700	460,900	511,700	570,800
41	408,200	462,300	513,300	572,300
42	408,900	463,600	515,100	573,500
43	409,500	465,000	516,900	574,900
44	410,100	466,400	518,400	576,200
45	410,900	467,700	519,800	577,400
46	411,500	469,100	521,500	578,200
47	412,100	470,400	523,300	579,200
48	412,600	471,800	525,000	580,200
49	413,100	473,200	526,500	581,200
50	413,500	474,900	527,800	582,100
51	414,000	476,500	529,100	582,900
52	414,400	478,000	530,400	583,800
53	414,800	479,600	531,400	584,600
54	415,100	480,800	532,700	585,500
55	415,400	481,900	534,000	586,400
56	415,800	483,000	535,300	587,300
57	416,100	484,000	536,300	588,200
58	416,500	484,900	537,100	589,100
59	416,800	485,800	537,900	590,000
60	417,200	486,600	538,700	590,700
61	417,600	487,300	539,600	591,400
62	417,900	488,000	540,400	592,300

63	418,200	488,700	541,200	593,200
64	418,500	489,300	541,900	594,100
65	418,800	489,900	542,700	595,000
66		490,600	543,500	
67		491,200	544,200	
68		491,800	545,100	
69		492,100	546,000	
70		492,700	546,800	
71		493,300	547,700	
72		494,000	548,600	
73		494,400	549,400	
74		495,000	550,200	
75		495,700	551,000	
76		496,400	551,700	
77		496,800	552,500	
78		497,400	553,400	
79		498,000	554,300	
80		498,500	555,200	
81		499,000	556,000	
82		499,500	556,900	
83		500,000	557,800	
84		500,500	558,700	
85		500,900	559,500	
86		501,400	560,400	
87		501,800	561,300	
88		502,200	562,200	
89		502,700	563,000	
90		503,300		
91		503,800		
92		504,200		
93		504,700		
94		505,300		
95		505,900		
96		506,400		
97		506,900		

備考 この表は、医師及び歯科医師で、市長が定めるものに適用する。

第2条 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第5条の2中「専門知識又は技術を要する職に任用するため」及び「特に」を削り、「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に、「医療職給料表」を「同条第4項各号に掲げる給料表」に改める。

第6条第5項中「55歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）の誕生日の前日を超えて在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該職員が」を加え、「職員（規則で定める職員を除く。）」を「場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）の誕生日の前日を超えて在職する職員（規則で定める職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

第34条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第34条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第41条第6項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前	1	195,800円	247,500円	280,300円	320,000円	366,800円	420,700円	471,900円	525,300円	547,900円
再任用	2	196,900	248,900	281,300	321,600	368,500	422,600	477,200		
短時間勤務職員以外の職員	3	198,100	250,300	282,200	323,200	370,100	424,500	482,100		
	4	199,200	251,700	283,200	324,800	371,700	426,300	486,700		
	5	200,300	253,100	284,200	326,200	373,300	428,100	490,700		
	6	202,000	254,300	285,200	327,800	375,100	429,900	494,100		
	7	203,600	255,600	286,200	329,400	376,600	431,700	497,000		
	8	205,200	256,900	287,200	331,000	378,200	433,500	499,500		
	9	206,700	258,100	288,200	332,400	379,500	435,100	501,500		
	10	208,400	259,300	289,500	334,100	381,100	436,600			
	11	210,000	260,500	290,800	335,700	382,700	438,100			
	12	211,600	261,700	292,000	337,300	384,200	439,600			
	13	213,100	262,800	293,200	338,700	386,100	441,100			
	14	214,800	263,900	294,500	340,400	388,000	442,400			
	15	216,500	265,000	295,700	342,100	389,900	443,700			
	16	218,200	266,100	296,900	343,700	391,700	444,900			
	17	219,400	267,000	297,900	344,900	393,200	446,100			
	18	221,000	268,000	299,100	346,800	395,000	447,400			
	19	222,600	269,000	300,300	348,500	396,700	448,700			
	20	224,100	270,000	301,600	350,100	398,300	449,900			
	21	225,600	271,000	302,900	351,600	400,000	451,100			
	22	227,200	271,900	303,900	353,200	401,400	451,900			
	23	228,800	272,700	304,900	354,800	402,800	452,700			
	24	230,400	273,600	305,900	356,400	404,200	453,500			
	25	232,000	274,400	307,000	358,100	405,600	454,100			
	26	233,700	275,200	308,200	359,900	406,800	454,700			
	27	235,000	276,000	309,300	361,700	408,000	455,300			
	28	236,300	276,700	310,500	363,500	409,000	455,900			
	29	237,600	277,400	311,600	365,000	410,100	456,600			
	30	238,700	278,200	312,900	366,400	411,300	457,400			
	31	239,800	279,000	314,200	367,800	412,400	457,800			
	32	240,900	279,600	315,500	369,200	413,500	458,500			
	33	242,000	280,300	316,700	370,700	414,200	459,000			
	34	242,900	281,100	318,000	371,500	414,900	459,400			
	35	243,800	281,800	319,300	372,400	415,500	459,800			
	36	244,800	282,500	320,600	373,400	416,200	460,200			
	37	245,800	283,200	321,900	374,300	416,800	460,600			
	38	246,700	283,900	323,100	375,400	417,400	460,900			
	39	247,600	284,600	324,400	376,300	417,900	461,200			
	40	248,400	285,300	325,500	377,300	418,300	461,500			
	41	249,200	286,000	326,400	378,200	418,700	461,800			
	42	249,900	286,600	327,700	378,900	418,900	462,100			
	43	250,500	287,300	329,000	379,600	419,200	462,400			
	44	251,100	287,900	330,300	380,200	419,500	462,700			
	45	251,800	288,600	331,400	380,600	419,800	463,000			
	46	252,400	289,200	332,700	381,200	420,100				
	47	253,000	289,900	333,900	381,800	420,400				
	48	253,600	290,600	335,100	382,500	420,700				
	49	254,100	291,100	336,400	382,800	420,900				
	50	254,700	291,700	337,400	383,500	421,200				
	51	255,300	292,300	338,500	384,200	421,400				
	52	255,800	293,000	339,600	384,800	421,700				
	53	256,200	293,600	340,300	385,100	421,900				
	54	256,600	294,200	341,200	385,600	422,200				
	55	256,900	294,800	341,900	386,200	422,500				
	56	257,200	295,500	342,700	386,800	422,800				
	57	257,500	296,100	343,500	387,100	423,000				
	58	257,800	296,700	343,900		423,300				
	59	258,100	297,200	344,400		423,600				
	60	258,400	297,700	345,100		423,800				
	61	258,700	298,200	345,900		424,000				
	62	259,000	298,800	346,600		424,300				
	63	259,300	299,300	347,300		424,600				
	64	259,600	299,900	347,900		424,800				
	65	259,900	300,300	348,400		425,000				
	66	260,200	300,800	349,000		425,300				
	67	260,500	301,300	349,500		425,600				
	68	260,800	301,900	350,100		425,800				
	69	261,100	302,400	350,400		426,000				

70	261,400	302,800	350,900		426,300					
71	261,700	303,100	351,200		426,600					
72	262,000	303,400	351,600		426,800					
73	262,300	303,600	352,000		427,000					
74	262,600		352,500							
75	262,900		353,000							
76	263,200		353,500							
77	263,500		353,800							
78	263,800		354,200							
79	264,100		354,600							
80	264,400		355,000							
81	264,700		355,300							
82	265,000									
83	265,300									
84	265,600									
85	265,900									
86	266,200									
87	266,500									
88	266,800									
89	267,100									
90	267,400									
91	267,700									
92	268,000									
93	268,300									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		160,240	182,240	215,600	232,080	244,560	265,520	299,840	327,360	369,920

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	305,600 円	415,600 円	470,300 円	566,200 円
2	307,900	418,300	472,300	572,300
3	310,200	420,900	474,200	577,400
4	312,400	423,300	476,100	582,100
5	314,500	425,600	477,500	586,400
6	318,000	427,800	479,200	590,700
7	321,500	429,800	481,000	594,100
8	324,900	431,900	482,800	597,000
9	328,300	434,000	484,600	599,500
10	331,800	435,500	486,300	601,800
11	335,200	437,000	488,100	
12	338,600	438,500	489,900	
13	342,000	439,900	491,700	
14	345,500	441,300	493,400	
15	348,900	442,800	495,200	
16	352,300	444,200	497,000	
17	355,700	445,500	498,800	
18	358,800	447,000	500,700	
19	362,000	448,400	502,600	
20	365,200	449,800	504,500	
21	368,500	451,100	506,400	
22	371,600	452,600	508,100	
23	374,700	454,000	509,900	
24	377,700	455,400	511,700	
25	380,800	456,800	513,300	
26	383,100	458,200	515,100	
27	385,400	459,500	516,900	
28	387,600	460,900	518,400	
29	389,500	462,300	519,800	
30	391,200	463,600	521,500	
31	392,900	465,000	523,300	
32	394,700	466,400	525,000	
33	396,400	467,700	526,500	
34	398,200	469,100	527,800	
35	399,800	470,400	529,100	
36	401,100	471,800	530,400	
37	402,500	473,200	531,400	
38	403,900	474,900	532,700	
39	405,300	476,500	534,000	
40	406,700	478,000	535,300	
41	408,200	479,600	536,300	
42	408,900	480,800	537,100	
43	409,500	481,900	537,900	
44	410,100	483,000	538,700	
45	410,900	484,000	539,600	
46	411,500	484,900	540,400	
47	412,100	485,800	541,200	
48	412,600	486,600	541,900	
49	413,100	487,300	542,700	
50	413,500	488,000	543,500	
51	414,000	488,700	544,200	
52	414,400	489,300	545,100	
53	414,800	489,900	546,000	
54	415,100	490,600	546,800	
55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	
58	416,500	492,700	550,200	
59	416,800	493,300	551,000	
60	417,200	494,000	551,700	
61	417,600	494,400	552,500	
62	417,900	495,000	553,400	

63	418,200	495,700	554,300	
64	418,500	496,400	555,200	
65	418,800	496,800	556,000	
66		497,400	556,900	
67		498,000	557,800	
68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		

備考 この表は、医師及び歯科医師で、市長が定めるものに適用する。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）
の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第26条第1項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附則第3項中「第11条第4項」を「第12条第4項」に改め、「（次項において「施行日前日報
酬額」という。）」を削る。

附則第4項を削る。

附則第5項中「第17条」を「第18条」に、「第17条第1項第3号」を「第18条第1項第3号」
に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項
とし、附則第7項を附則第6項とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800 円	247,500 円
2	196,900	248,900
3	198,100	250,300
4	199,200	251,700
5	200,300	253,100
6	202,000	254,300
7	203,600	255,600
8	205,200	256,900
9	206,700	258,100
10	208,400	259,300
11	210,000	260,500
12	211,600	261,700
13	213,100	262,800
14	214,800	263,900
15	216,500	265,000
16	218,200	266,100
17	219,400	267,000
18	221,000	268,000
19	222,600	269,000
20	224,100	270,000
21	225,600	271,000
22	227,200	271,900
23	228,800	272,700
24	230,400	273,600
25	232,000	274,400
26	233,700	275,200
27	235,000	276,000
28	236,300	276,700
29	237,600	277,400
30	238,700	278,200
31	239,800	279,000
32	240,900	279,600
33	242,000	280,300
34	242,900	281,100
35	243,800	281,800
36	244,800	282,500
37	245,800	283,200
38	246,700	283,900
39	247,600	284,600
40	248,400	285,300
41	249,200	286,000
42	249,900	286,600
43	250,500	287,300
44	251,100	287,900
45	251,800	288,600
46	252,400	289,200
47	253,000	289,900
48	253,600	290,600
49	254,100	291,100
50	254,700	291,700
51	255,300	292,300
52	255,800	293,000
53	256,200	293,600
54	256,600	294,200
55	256,900	294,800
56	257,200	295,500
57	257,500	296,100
58	257,800	296,700
59	258,100	297,200
60	258,400	297,700
61	258,700	298,200
62	259,000	298,800

63	259,300	299,300
64	259,600	299,900
65	259,900	300,300
66	260,200	300,800
67	260,500	301,300
68	260,800	301,900
69	261,100	302,400
70	261,400	302,800
71	261,700	303,100
72	262,000	303,400
73	262,300	303,600
74	262,600	
75	262,900	
76	263,200	
77	263,500	
78	263,800	
79	264,100	
80	264,400	
81	264,700	
82	265,000	
83	265,300	
84	265,600	
85	265,900	
86	266,200	
87	266,500	
88	266,800	
89	267,100	
90	267,400	
91	267,700	
92	268,000	
93	268,300	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

技能労務職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1	198,200	円
2	199,900	
3	201,600	
4	203,300	
5	205,000	
6	206,700	
7	208,300	
8	209,900	
9	211,500	
10	213,000	
11	214,500	
12	215,900	
13	217,300	
14	218,800	
15	220,300	
16	221,800	
17	223,200	
18	224,600	
19	226,000	
20	227,400	
21	228,800	
22	229,800	
23	230,900	
24	232,000	
25	233,000	
26	233,800	
27	234,700	
28	235,500	
29	236,400	
30	237,200	
31	238,000	
32	238,800	
33	239,600	
34	240,100	
35	240,600	
36	241,100	
37	241,700	
38	242,200	
39	242,700	
40	243,200	
41	243,700	
42	244,000	
43	244,300	
44	244,700	
45	245,100	
46	245,500	
47	245,900	
48	246,300	
49	246,600	
50	246,900	
51	247,200	
52	247,500	
53	247,700	
54	248,000	
55	248,300	
56	248,600	
57	248,800	
58	249,100	
59	249,400	
60	249,600	
61	249,800	

62	250,100
63	250,400
64	250,600
65	250,800
66	251,100
67	251,400
68	251,600
69	251,800
70	252,100
71	252,400
72	252,600
73	252,800
74	253,100
75	253,400
76	253,600
77	253,800
78	254,100
79	254,400
80	254,600
81	254,800
82	255,100
83	255,300
84	255,600
85	255,800
86	256,000
87	256,300
88	256,600
89	256,800
90	257,100
91	257,400
92	257,600
93	257,800
94	258,100
95	258,400
96	258,600
97	258,800
98	259,100
99	259,400
100	259,600
101	259,800
102	260,100
103	260,400
104	260,600
105	260,800

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する会計年度任用職員に適用する。

第4条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第26条第1項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第12条の4第1項、第27条第2項、第28条第2項、第41条第1項、第41条の2第1項及び第3項並びに別表第2から別表第4までの規定並びに任期を1年とする職として市長が定める職にある会計年度任用職員（以下「通年任用の会計年度任用職員」という。）に適用する場合における第3条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は令和7年4月1日から、新給与条例第34条の2第2項及び第3項、第34条の5第2項並びに第41条第6項の規定並びに新会計年度任用職員給与条例第8条第2項及び第26条第1項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例又は新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料又は報酬の支給の日に支給する。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和8年3月31までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員についての給料月額及び基本報酬の額は、新会計年度任用職員給与条例別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(号給の切替え)

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において行政職給料表又は医療職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げる職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けた号給（以下「旧号給」という。）に応じ、それぞれ同表に定める号給とする。
- 5 前項に規定する職員のうち、切替日に昇格し、又は降格したものの新号給については、同項の規定を適用せず、同項の規定が適用される職員との均衡を考慮して規則で定める。

附則別表

号 給 の 切 替 表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	6級	7級
	新号給	新号給
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	2
17	9	2
18	10	2
19	11	2
20	12	3
21	13	3
22	14	3
23	15	3
24	16	3
25	17	3
26	18	4
27	19	4
28	20	4
29	21	4
30	22	4
31	23	4
32	24	4
33	25	4
34	26	5
35	27	5
36	28	5
37	29	5
38	30	
39	31	
40	32	
41	33	
42	34	
43	35	
44	36	
45	37	
46	38	
47	39	
48	40	
49	41	
50	42	
51	43	

52	44	
53	45	

□ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	2級 新号給	3級 新号給	4級 新号給
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

議案第 78 号参考資料

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>[第1条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>417,600円</u>を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(宿直手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 宿直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>3,100円</u>とする。</p> <p>3~5 [略]</p> <p>(日直手当)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>3,100円</u>（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日で市長が定める日（以下「半日執務日」という。）の日直勤務にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額）とする。</p> <p>3~5 [略]</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>416,600円</u>を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(宿直手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 宿直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>2,800円</u>とする。</p> <p>3~5 [略]</p> <p>(日直手当)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>2,800円</u>（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日で市長が定める日（以下「半日執務日」という。）の日直勤務にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額）とする。</p> <p>3~5 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																				
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～6 [略]	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～6 [略]																				
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)																				
第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 紙</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>405,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000円</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	号 紙	給 料 月 額	1	<u>405,000円</u>	2	<u>455,000円</u>	3	<u>508,000円</u>	4	<u>574,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 紙</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000円</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	号 紙	給 料 月 額	1	<u>392,000円</u>	2	<u>440,000円</u>	3	<u>492,000円</u>	4	<u>555,000円</u>
号 紙	給 料 月 額																				
1	<u>405,000円</u>																				
2	<u>455,000円</u>																				
3	<u>508,000円</u>																				
4	<u>574,000円</u>																				
号 紙	給 料 月 額																				
1	<u>392,000円</u>																				
2	<u>440,000円</u>																				
3	<u>492,000円</u>																				
4	<u>555,000円</u>																				
2～5 [略]	2～5 [略]																				
6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の235</u> 」とする。	6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の230</u> 」とする。																				
7 [略] (任期付常勤職員の給料の特例)	7 [略] (任期付常勤職員の給料の特例)																				
第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用す	第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用す																				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
号	給	給	料月額
1	1		<u>219,400円</u>
	2		<u>225,600円</u>
	3		<u>232,000円</u>
2	1		<u>237,600円</u>
	2		<u>242,000円</u>
	3		<u>245,800円</u>
3	1		<u>249,200円</u>
	2		<u>251,800円</u>
	3		<u>254,100円</u>
4	1		<u>258,100円</u>
	2		<u>269,200円</u>
	3		<u>280,100円</u>
る。		る。	
2	[略]	2	[略]
3	前2項の規定にかかわらず、任命権者は、任期付常勤職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、市長の承認を得て、その給料月額を同項の給料表に掲げる4の1号給の給料月額に同項の給料表に掲げる <u>3の1号給の給料月額</u> と同項の給料表に掲げる4の3号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（育児短時間勤務職員等にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額）とすることができる。	3	前2項の規定にかかわらず、任命権者は、任期付常勤職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、市長の承認を得て、その給料月額を同項の給料表に掲げる4の1号給の給料月額に同項の給料表に掲げる <u>3の3号給の給料月額</u> と同項の給料表に掲げる4の3号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（育児短時間勤務職員等にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額）とすることができる。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>[第2条関係] (給料月額の特例)</p> <p>第5条の2 前条の規定にかかわらず、任命権者は、市長の承認を得て採用した<u>国又は他の地方公共団体</u>の職員で同条第4項各号に掲げる給料表の適用を受けるものの号給を次条の規定によりその属する職務の級の最高の号給と決定した場合において、その最高の号給の給料月額による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、市長の承認を得て、その給料月額を、当該職員が引き続き当該<u>国又は他の地方公共団体</u>の職員として給与の支給を受けるとしたならば支給されることとなる給与額を考慮して任命権者が決定する額とすることができる。</p>	
<p>(初任給、昇給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる職員の昇給は、当該職員が第3項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>	
<p>(1) <u>55歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）の誕生日の前日を超えて在職する職員（規則で定める職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</u></p>	
<p>[第2条関係] (給料月額の特例)</p> <p>第5条の2 前条の規定にかかわらず、任命権者は、<u>専門知識又は技術を要する職に任用するため</u>市長の承認を得て<u>特に採用した</u><u>他の地方公共団体</u>の職員で医療職給料表の適用を受けるものの号給を次条の規定によりその属する職務の級の最高の号給と決定した場合において、その最高の号給の給料月額による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、市長の承認を得て、その給料月額を、当該職員が引き続き当該<u>他の地方公共団体</u>の職員として給与の支給を受けるとしたならば支給されることとなる給与額を考慮して任命権者が決定する額とすることができる。</p>	
<p>(初任給、昇給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、<u>55歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）の誕生日の前日を超えて在職する職員の昇給は、第3項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した職員（規則で定める職員を除く。）に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるも の</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。</p>	<p>6～8 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～6 [略]</p>	<p>3～6 [略]</p>
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p>	<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p>
<p>第41条 [略]</p>	<p>第41条 [略]</p>
<p>2～5 [略]</p>	<p>2～5 [略]</p>
<p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」とする。</p>	<p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」とする。</p>
<p>7 [略]</p>	<p>7 [略]</p>
<p>[第3条関係]</p> <p>（期末手当）</p>	<p>[第3条関係]</p> <p>（期末手当）</p>
<p>第8条 [略]</p>	<p>第8条 [略]</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>表 [略]</p>	<p>表 [略]</p>
<p>3～5 [略]</p>	<p>3～5 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日にパートタイム会計年度任用職員となった者の基準月額は、<u>第12条第4項</u>の規定にかかわらず、施行日の前日におけるその者の報酬額に基づき規則で定めるところにより決定される号給に応じた給料月額に、当該額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 施行日の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日に会計年度任用職員となった者の基準日が令和2年6月1日である期末手当</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日にパートタイム会計年度任用職員となった者の基準月額は、<u>第11条第4項</u>の規定にかかわらず、施行日の前日におけるその者の報酬額（次項において「施行日前日報酬額」という。）に基づき規則で定めるところにより決定される号給に応じた給料月額に、当該額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規則で定めるところにより決定される号給が、その者の属する職務の級の最高の号給となる者の基準月額（当該者がパートタイム会計年度任用職員としての任期が満了した後に引き続き同一の職に任用された場合における基準月額を含む。）は、施行日前日報酬額との均衡を考慮して規則で定める。</u></p> <p>5 施行日の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日に会計年度任用職員となった者の基準日が令和2年6月1日である期末手当</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>についての第8条及び<u>第18条</u>の規定の適用については、第8条第1項第3号及び<u>第18条第1項第3号</u>中「会計年度任用職員（）とあるのは、「<u>附則第4項</u>の規則で定める非常勤の職員（）とする。</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p>	<p>についての第8条及び<u>第17条</u>の規定の適用については、第8条第1項第3号及び<u>第17条第1項第3号</u>中「会計年度任用職員（）とあるのは、「<u>附則第5項</u>の規則で定める非常勤の職員（）とする。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>
<p>[第4条関係] (期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>[第4条関係] (期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 [略]</p>

議案第79号

財産（区分所有建物）の処分について

次のとおり財産（区分所有建物）を処分するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年（2025年）12月15日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 処分物件の表示

（1）一棟の建物（ひらかたサンプラザ3号館）

所在地 枚方市岡東町753番地

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建

（2）専有部分（2階202号）

家屋番号 枚方市岡東町753番の7

床面積 337.02m²

（3）土地

所在地番 枚方市岡東町753番

地積 2,075.65m²のうち、管理規約による敷地持分割合
100万分の56,103

2. 処分先

大阪市東淀川区淡路4丁目8番9号

O-IKE INDUSTRY株式会社

代表取締役 岩本 秀明

3. 処分予定額

総額 30,044,000円

（内 土地費相当額 18,560,000円

建物費相当額 10,440,000円

消費税及び地方消費税 1,044,000円）

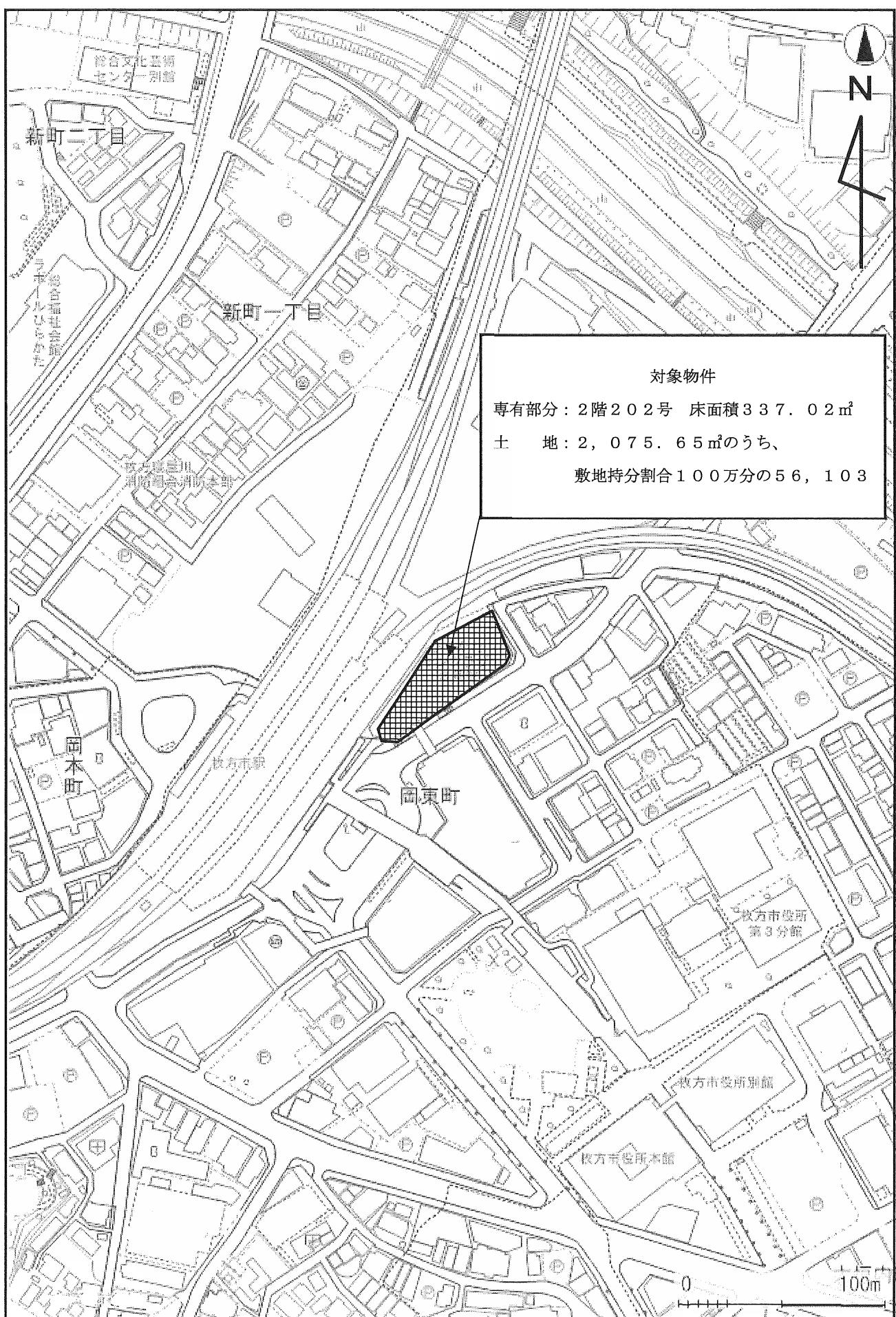
4. 参考図面

位置図、平面図

提案理由

枚方市区分所有建物の隨時先着順公募売払いにより申し込みのあった者に、区分所有建物を処分するため。

位 置 図



平 面 図

